

# 令和6年度の保険料率について

## 第128回 全国健康保険協会運営委員会配付資料 (保険料率関連)

1. 令和6年度都道府県単位保険料率の決定について . . . . . 1
2. 令和6年度都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見（概要） . . . . . 3
3. 令和6年度都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見 . . . . . 4
4. 令和6年度保険料率に関する広報について . . . . . 51

## 令和6年度 都道府県単位保険料率の決定について

標記について、健康保険法（大正11年法律第70号）第160条第1項の規定に基づき、都道府県単位保険料率の変更がある都道府県について、以下のとおり決定する。

### 1. 都道府県単位保険料率

北海道	10.21%	滋賀県	9.89%
青森県	9.49%	京都府	10.13%
岩手県	9.63%	大阪府	10.34%
宮城県	10.01%	兵庫県	10.18%
秋田県	9.85%	奈良県	10.22%
山形県	9.84%	和歌山県	10.00%
福島県	9.59%	鳥取県	9.68%
茨城県	9.66%	島根県	9.92%
栃木県	9.79%	岡山県	10.02%
群馬県	9.81%	広島県	9.95%
埼玉県	9.78%	山口県	10.20%
千葉県	9.77%	徳島県	10.19%
東京都	9.98%	香川県	10.33%
神奈川県	10.02%	愛媛県	10.03%
新潟県	9.35%	高知県	9.89%
富山県	9.62%	福岡県	10.35%
石川県	9.94%	佐賀県	10.42%
福井県	10.07%	長崎県	10.17%
山梨県	9.94%	熊本県	10.30%
長野県	9.55%	大分県	10.25%
岐阜県	9.91%	宮崎県	9.85%
静岡県	9.85%	鹿児島県	10.13%
愛知県	10.02%	沖縄県	9.52%
三重県	9.94%		

### 2. 適用時期

令和6年3月分（任意継続被保険者にあつては、同年4月分）の保険料額から適用

(参考) 令和6年度都道府県単位保険料率の令和5年度からの変化

(単位: %)

	令和5年度保険料率 (a)	令和6年度保険料率 (b)	現在からの変化分 (b)-(a)
全 国	10.00	10.00	0.00
1 北 海 道	10.29	10.21	▲0.08
2 青 森	9.79	9.49	▲0.30
3 岩 手	9.77	9.63	▲0.14
4 宮 城	10.05	10.01	▲0.04
5 秋 田	9.86	9.85	▲0.01
6 山 形	9.98	9.84	▲0.14
7 福 島	9.53	9.59	+0.06
8 茨 城	9.73	9.66	▲0.07
9 栃 木	9.96	9.79	▲0.17
10 群 馬	9.76	9.81	+0.05
11 埼 玉	9.82	9.78	▲0.04
12 千 葉	9.87	9.77	▲0.10
13 東 京	10.00	9.98	▲0.02
14 神 奈 川	10.02	10.02	0.00
15 新 潟	9.33	9.35	+0.02
16 富 山	9.57	9.62	+0.05
17 石 川	9.66	9.94	+0.28
18 福 井	9.91	10.07	+0.16
19 山 梨	9.67	9.94	+0.27
20 長 野	9.49	9.55	+0.06
21 岐 阜	9.80	9.91	+0.11
22 静 岡	9.75	9.85	+0.10
23 愛 知	10.01	10.02	+0.01
24 三 重	9.81	9.94	+0.13
25 滋 賀	9.73	9.89	+0.16
26 京 都	10.09	10.13	+0.04
27 大 阪	10.29	10.34	+0.05
28 兵 庫	10.17	10.18	+0.01
29 奈 良	10.14	10.22	+0.08
30 和 歌 山	9.94	10.00	+0.06
31 鳥 取	9.82	9.68	▲0.14
32 島 根	10.26	9.92	▲0.34
33 岡 山	10.07	10.02	▲0.05
34 広 島	9.92	9.95	+0.03
35 山 口	9.96	10.20	+0.24
36 徳 島	10.25	10.19	▲0.06
37 香 川	10.23	10.33	+0.10
38 愛 媛	10.01	10.03	+0.02
39 高 知	10.10	9.89	▲0.21
40 福 岡	10.36	10.35	▲0.01
41 佐 賀	10.51	10.42	▲0.09
42 長 崎	10.21	10.17	▲0.04
43 熊 本	10.32	10.30	▲0.02
44 大 分	10.20	10.25	+0.05
45 宮 崎	9.76	9.85	+0.09
46 鹿 児 島	10.26	10.13	▲0.13
47 沖 縄	9.89	9.52	▲0.37

## 令和6年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見

[ ]は昨年度の支部数

### 意見の提出あり 47支部 [47支部]

- |   |                                   |  |
|---|-----------------------------------|--|
| <p>● 当該支部の保険料率について<br/>『妥当』、『容認』とする趣旨の記載がある支部</p> | <p><b>24 支部</b><br/>[ 31 支部 ]</p> | <p>・引き上げとなる支部 ( 24 支部中 4 支部 ) [13支部中 1支部]<br/>                     ・引き下げとなる支部 ( 22 支部中 20 支部 ) [33支部中 29支部]<br/>                     ・変更がない支部 ( 1 支部中 0 支部 ) [ 1支部中 1支部]</p> |
| <p>● 当該支部の保険料率について<br/>『やむを得ない』とする趣旨の記載がある支部</p>  | <p><b>23 支部</b><br/>[ 15 支部 ]</p> | <p>・引き上げとなる支部 ( 24 支部中 20 支部 ) [13支部中 12支部]<br/>                     ・引き下げとなる支部 ( 22 支部中 2 支部 ) [33支部中 3支部]<br/>                     ・変更がない支部 ( 1 支部中 1 支部 ) [ 1支部中 0支部]</p> |
| <p>● 当該支部の保険料率について<br/>『反対』とする趣旨の記載がある支部</p>      | <p><b>0 支部</b><br/>[ 1 支部 ]</p>   | <p>・引き上げとなる支部 ( 24 支部中 0 支部 ) [13支部中 0支部]<br/>                     ・引き下げとなる支部 ( 22 支部中 0 支部 ) [33支部中 1支部]<br/>                     ・変更がない支部 ( 1 支部中 0 支部 ) [ 1支部中 0支部]</p>   |

### 意見の提出なし 0支部 [0支部]

※ 都道府県単位保険料率の変更がない支部については、健康保険法上、支部長の意見の聴取を行うことは必要とされていないため、理事長からの法定の聴取は行っていない。  
 ただし、支部長として都道府県単位保険料率の変更が必要と考える場合は、法第160条第7項の規定に基づき、評議会の意見を聴いた上で、意見を提出することができる。  
 また、当該支部の支部長が、都道府県単位保険料率を変更しないことが「妥当」、「容認」等の意見を任意で提出することも認めている。

# 令和6年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見

保険料率の( )内については、令和5年度の保険料率を記載。

支部名	支部長意見	評議会における意見
北海道	<p>10.21% (10.29%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>平均保険料率10%を維持し、北海道支部の令和6年度保険料率を令和5年度保険料率10.29%から0.08ポイント引き下げ、10.21%とすることに異論はない。</p> <p>2. 理由等</p> <p>(平均保険料率について)</p> <p>今後の収支見通しを踏まえたうえで、財政の赤字構造が解消されない状況下、中長期的な視野に立てば、平均保険料率10%を維持することはやむを得ないとする。</p> <p>中小企業を取り巻く状況は、コロナ禍による経済活動の制約が解かれるなど明るい兆しがある一方で、人手不足や原材料価格の高騰、物価高による収益減少の影響などを背景に、景気回復の傾向が弱く先行き不透明な状況にある。評議会においても、単に平均保険料率10%を維持することに賛同しているわけではなく、国庫補助率のアップや準備金の適正水準の設定を求める意見などもいただいたところである。</p> <p>(都道府県単位保険料率について)</p> <p>支部間の保険料率格差については、減少傾向にあるとは言え、依然として1%以上の格差がある。また、平均保険料率を10%に維持している状況の中でも、都道府県単位保険料率の上下変動幅が激しいことは、協会けんぽに加入している中小企業・加入者にとって、好ましい状況とは言えない。協会設立の主旨から考えると、全国一律の保険料率に戻すことは難しいも</p>	<p>【評議会の意見】</p> <p>平均保険料率を10%で維持すると決定したことを受けて算定された、令和6年度の北海道支部の保険料率が10.21%へ引き下げとなることについて了承する。</p> <p>ただし、平均保険料率については、議論する過程で準備金の考え方や方針などが明確に示されていない中で決定していることから、10%維持には反対する意見があった。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道支部の保険料率が引き下げになることについて、保険料率の算出方法が支部間の相対評価で決定されるため、これをもって北海道支部の医療費の状況を楽観視することはできない。</li> </ul> <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道支部の保険料率について異論はない。しかし、準備金が積み上がっていくなかで、令和6年度の収支見込においても単年度収支がプラスになる状況から、準備金について運用方法を含めた方針が示されないまま、平均保険料率を10%に維持することについては反対の意見である。</li> <li>平均保険料率を維持しながら、令和6年度も黒字になる状況については中長期的な運営を重んじるのだから理解できる。しかし、都道府県保険料率に地域差が生じている現状については加入者に説明が難しくなるように思われる。</li> </ul> <p>(被保険者代表)</p>

支部名	支部長意見	評議会における意見
	<p>のと思料するが、都道府県単位保険料率の算定方法の見直し、あるいは料率の設定の在り方そのものについて議論していくことも必要ではないか。</p> <p>令和6年度の北海道支部保険料率については、3年連続で引き下げとなるが、今後団塊の世代の75歳到達により急増する後期高齢者支援金及び、医療給付費がコロナ禍前の水準を大きく上回っている状況などを踏まえると、都道府県単位保険料率を平均保険料率10%に近い水準で安定的に維持することは困難であることから、引き続き国に対して国庫補助率20%の実現を働きかけていただきたい。</p>	<p>・平均保険料率を維持し続けながら、都道府県保険料率の地域差が広がっている現状については懸念を感じている。</p>
青森	<p>9.49% (9.79%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>青森支部の令和6年度の保険料率について、令和5年度保険料率の9.79%から0.30%引き下げ、9.49%とすることは妥当と考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>青森県の置かれている現状として、人口減少と少子高齢化の進展、加えて脆弱な地域経済など大変厳しいものがあります。このような状況の中で保険料率が10%を下回り、かつ、今年度に比べ0.30%引き下げられる見込みであることは、県内の事業主・加入者にとって大変受け入れやすいものであると考えるものです。</p> <p>また、現状の平均保険料率10%が、事業主および被保険者の皆様が負担しうる限界水準であり、65歳以上の高齢者人口割合がピークを迎える2040年に向けて、「中長期的に平均保険料率を10%に維持できること」を基本に考えていく必要があると思慮します。</p> <p>青森県は長年にわたり短命県全国1位であり、支部としては自治体や関係団体と連携して、県民や加入者の皆様の健康寿命の延伸に努力しているところです。引き続き保険者機能を発揮の上加入者の予防・健康づくりを進め医療費の適正化に努力してまいります。</p>	<p>【評議会の意見】</p> <p>令和6年度の青森支部保険料率は下がることになるが、そこには前々年度の精算分の0.25%が大きく関係している。それを踏まえると今後の青森支部の医療費の上昇を抑制し保険料率の伸びを抑えるためにインセンティブ制度の評価項目である保健事業にしっかりと取り組み、加入者の行動変容を促しその結果を保険料率に反映させていくことが重要である。そのために加入者、事業主の取り組みで保険料率が下がるということを周知し認知していただき、更なる行動変容を促すために広報に注力いただきたい。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <p>・都道府県単位保険料率について異論はない。昨年も同様の話をしたが、全国一律の介護保険料率について、非常に上がり下がりがある。単年度での収支均衡は理解するが、医療分と同じように中長期的に考えてもらいたい。</p>

支部名	支部長意見	評議会における意見
岩手	<p>9.63% (9.77%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>岩手支部の令和6年度保険料率について、令和5年度保険料率の9.77%から0.14%ポイント引き下げ、9.63%とすることは、妥当と考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>協会けんぽの財政構造は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造が依然として解消されておらず、2025年に団塊の世代がすべて後期高齢者となることや2040年に65歳以上の高齢者人口が最も多くなることによる高齢者医療への拠出金の更なる増大等が予想される中、より中長期的な視点で安定的な財政運営を見通せる事が重要であると考えます。</p> <p>従いまして、令和6年度の平均保険料率を10%に据え置くとされたご判断や、結果として岩手支部保険料率が前年度比マイナス0.14%ポイントの9.63%に引き下げとなる事について、妥当であるため異論はございません。</p> <p>一方で半数近くの支部の保険料率が10%を上回る状況であることや、支部の最高保険料率と最低保険料率の差が1.07%ポイントとなっており、依然として格差が是正されていない現状、運営委員会および支部評議会において平均保険料率を引き下げるべきという意見があることなどにつきましても留意する必要があると考えます。</p> <p>協会けんぽの準備金については、現時点では積み上がっておりますが、健康保険組合の令和5年度早期集計によれば、約8割の組合が赤字を計上していることから、組合の編入による財政影響等も注視していく必要があります。物価高騰により経済状況が不透明な中で、苦境にあえぐ事業主、加入者への協会けんぽの財政問題に係る説明は、今後ますます重要となってまいります。</p> <p>医療費は各都道府県の医療提供体制や高齢化の進展、医療の高度化等の影響を強く受けるため、支部、加入者、事業主の自助努力のみでは上昇を</p>	<p>【評議会の意見】</p> <p>保険料率が引き下げとなることについて、妥当と考える。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支部間の料率格差が気になるという意見があった。</li> </ul> <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特段の意見なし</li> </ul> <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特段の意見なし</li> </ul>

支部名	支部長意見	評議会における意見
	<p>抑えることが極めて困難です。</p> <p>公的医療保険制度が相互扶助の上に成り立っていることを踏まえて、支部間の保険料率格差に対する上限設定や拠出金負担のあり方の見直し、国庫補助率16.4%の長期的な堅持、あるいは、将来的な20%への引き上げの必要性について、安定した医療保険制度を将来に亘り維持していくために、関係各方面への意見発信をより強く行っていただくこと等を要望いたします。</p>	
宮城	<p>10.01% (10.05%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>宮城支部の令和6年度保険料率について、令和5年度保険料率の10.05%から0.04ポイント引き下げ、10.01%とすることについて、了承します。</p> <p>また、変更時期については、4月納付分からとしていただきたい。</p> <p>2. 理由等</p> <p>厳しい経済情勢の中ですが、宮城支部の加入者の一人当たり医療費は依然として全国平均を上回る水準にあり、全国平均保険料率が10%に維持されるなか、令和6年度の宮城支部保険料率は、10.01%と前年度比0.04ポイントの引き下げとなっており、容認せざるを得ない料率水準であると思料します。</p> <p>一方、各支部の状況をみますと、令和6年度においても当支部を含め多くの支部が「負担の限界」とされる10%を上回ることや、宮城支部の一人当たり医療費が増加の一途を辿っている状況を危惧しております。</p> <p>当支部としても保健事業や医療費適正化を中心に保険者機能を更に発揮するよう努め、医療費の上昇抑制に努めてまいります。今後より一層本部からの支援を強化していただき、本部・支部が一丸となって上昇を続ける医療費の支部毎の分析や対応に取り組んでいく必要があると考えます。</p>	<p><b>【評議会の意見】</b></p> <p>宮城支部の令和6年度保険料率を、令和5年度保険料率の10.05%から0.04ポイント引き下げ、10.01%とすることについて了承する。</p> <p><b>【評議員の個別意見】</b></p> <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一人当たり医療費の分析資料をみると、入院外医療費は高い傾向が続いており、今後益々、全体医療費が上がる事が予想される。今回提示された保険料率の水準を中長期的に維持するための方策について議論すべきと考える。</li> </ul> <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運営委員会において、“国庫補助率を現在の16.4%から20.0%に引き上げるよう国に求めている”との発言があったように、要請することで国庫補助率の引き上げが可能であれば、積極的に行っていただきたい。</li> </ul> <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療費の適正化については、医療関係者の協力が必要不可欠であるため、保険者として医師会を含めた医療関係者への意見発信を続けてほしい。</li> </ul>



支部名	支部長意見	評議会における意見
秋田	<p>9.85% (9.86%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>秋田支部の令和6年度保険料率について、令和5年度保険料率の9.86%から0.01%引き下げ、9.85%とすることは妥当と考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>令和6年度の当支部における都道府県単位保険料率は引き下げとなりますが、その要因として、インセンティブ制度にかかる令和4年度実績や精算による影響が大きいことから、先行きは楽観できないと認識しております。</p> <p>当支部といたしましては、保険料率の変動要因や支部固有の課題を認識し、保険料率の抑制につながるよう次年度も課題解決のための事業を積極的に行ってまいります。</p>	<p>【評議会の意見】</p> <p>秋田支部の令和6年都道府県保険料率（見込み）に対する異論はなく、妥当であるとの結論に至った。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>（学識経験者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平均保険料率10%は事業主及び被保険者の限界水準と認識されることから、中長期的に維持していただきたい。</li> <li>インセンティブ制度の減算率が高い支部の取組も参考にして、保健事業に取り組んでいただきたい。</li> </ul> <p>（事業主代表）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>インセンティブ制度の実績と医療費の相関について、データ分析し、目に見えるように示していただきたい。</li> <li>平均保険料率10%を中長期的に維持し、安定した財政運営を行っていただきたい。令和4年度のインセンティブ実績では、秋田支部の今までの取組が反映された結果となっており喜ばしい。</li> </ul> <p>（被保険者代表）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>昨年に引き続きインセンティブが得られ、その分保険料率が引き下げとなったことは喜ばしい。</li> <li>インセンティブ制度に関する周知が不足しているように思える。加入者による健康づくりの取組が保険料率に反映されることを広報等でより一層、周知していただきたい。</li> <li>シミュレーションでは、平均保険料率10%を維持した場合であっても数年後には準備金を取り崩さなければならないと示されていることから、医療費の抑制につながる加入者自身のヘルスリテラシーを向上させる必要がある。</li> </ul>

支部名	支部長意見	評議会における意見
山形	<p>9.84% (9.98%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>山形支部の令和6年度保険料率について、令和5年度保険料率の9.98%から0.14%ポイント引き下げ、9.84%とすることは、妥当と考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>山形支部評議会においては、協会けんぽの財政構造は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造が依然として解消されておらず、中長期的に安定した運営を行うためにも、平均保険料率を10%に維持する基本方針に異論はございませんでした。</p> <p>但し、各評議員の発言の中で、消極的にやむなしという附帯意見も多くあったことから、平均保険料率10%の維持の方針と協会けんぽの財政構造に関して、従来以上に加入者に丁寧な説明を行い、理解を深めていただく必要があると認識しました。</p> <p>また、インセンティブ制度については、全国2位という成績から保険料率0.152ポイントの減算につながり、山形支部の取組に評価をいただいたところです。</p> <p>これら評議会での意見等を踏まえまして、当職におきましても、令和6年度保険料率について9.84%とすることについて、妥当と考えます。</p> <p>併せて、健康保険制度の安定的な運営のために、健康保険法本則の上限である国庫補助率20%への引上げ等、協会けんぽの加入者及び事業主の負担がこれ以上過大となることがないよう、国に対しより強く要望していく必要があると考えます。</p>	<p>【評議会の意見】</p> <p>山形支部健康保険料率が9.98%から9.84%に0.14%ポイント引き下げる ことについて異論はなく、了承された。</p> <p>【評議員の個別意見】 (学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料率は、今後のシミュレーションによる見込み等を勘案して、9.84%で良いのではないかと。</li> <li>・9.84%には賛成である。しかし、平均保険料率10%維持は諸手を挙げて賛成というわけではない。今後、協会には安定的な運営をしていただき、中長期的展望を見ても引き下げができるように尽力いただきたい。</li> </ul> <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10%維持はやむを得ず賛成。</li> <li>・支部料率について異論はない。</li> </ul> <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・9.84%については努力の結果によって減少したものであり異論はない。ただし、10%維持というのはやむを得ず消極的に賛成をしている人もいる中で、国庫補助が減少するというのは釈然としない。</li> <li>・積極的な賛成ではなく、少しでも下げられるなら下げてもらいたいというのが本音である。しかし、今後の人口構成を見ると、制度を次の世代に繋いでいくためにも、平均保険料率10%をいかに長く維持していくかということも重要と考えている。少しでも料率を下げながらも、長く続けられる構造をつくってもらいたい。</li> </ul>
福島	<p>9.59% (9.53%)</p> <p>1. 意見の要旨</p>	<p>【評議会の意見】</p> <p>令和6年度福島支部保険料率が9.59%に引き上げとなることについて、評</p>

支部名	支部長意見	評議会における意見
	<p>福島支部の令和6年度保険料率について、令和5年度保険料率の9.53%から0.06ポイント引き上げ、9.59%とすることはやむを得ないと考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>コロナ禍を経て世界情勢の変化、燃料費の高騰や物価高など、加入者および事業主の皆様にとって厳しい状況が続く中での保険料率引き上げとなることは非常に心苦しいものがありますが、令和4年度の福島支部加入者一人当たり医療給付費の対前年同期比が全国平均以上に増加しており、保険料率の引き上げはやむを得ないものと考えます。</p> <p>福島支部加入者はメタボリスク保有率や喫煙者の割合など様々な健康指標において全国下位に位置しており、生活習慣病の有病者の増加が懸念される状態にあることから、引き続き関係団体との連携強化を図りながら、より一層の加入者の健康増進を図るとともに、医療費適正化に努めてまいります。</p> <p>なお、評議員の一部の方からは平均保険料率10%の維持について、「苦しい経営状況の中ではあるが、中長期的に安定的な財政運営を行うためにはやむを得ない」との消極的な賛成の意見が出されていることから、準備金残高の推移を慎重に見極めつつ、加入者および事業主への更なる還元について引き続きご検討をお願いいたします。</p>	<p>議員全員が「やむを得ない」との意見であったが、今後の保険料率の上昇を抑えるためには、インセンティブ制度や福島支部加入者の健康課題を事業主及び加入者に理解していただき、行動変容につなげていく取り組みが重要との意見が出された。</p> <p>【評議員の個別意見】 (学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インセンティブ制度の目的は医療費の縮減であり、減算対象を狭めた目的は効果を高めるためのものと理解するが、加入者・事業主の方々がこの制度を理解しているかは疑問である。 なかなか難しいのかもしれないが、幅広く理解を得られる仕組みになるとよい。</li> </ul> <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福島支部の保険料率は今まで10%未満で推移しており、令和5年度は9.53%で過去最も低く、全国から見ても下から3番目、令和6年度は下から5番目であり、保険料率が低く算定されている事実はありがたいと思う。今回の保険料率引き上げにより増える負担については致し方ないと思うが、加入者の健康課題や懸念については、加入者に意識を持って行動していただくためにも協会けんぽの取り組みが重要であると改めて感じた。</li> </ul> <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的に困難な状況が続いている中で、労働者の立場では最低賃金の引き上げにより少しずつ環境は改善されているが、保険料率の引き上げがあまり負担にならない体制を長く維持していただけると、労働者としてもありがたい。</li> </ul>
茨城	<p>9.66% (9.73%)</p> <p>1. 意見の要旨</p>	<p>【評議会の意見】</p> <p>茨城支部の令和6年度保険料率が9.66%となることについて、評議会とし</p>

支部名	支部長意見	評議会における意見
	<p>茨城支部の令和6年度保険料率は、令和5年度保険料率の9.73%から0.07%引き下げ、9.66%とすることについて、妥当と考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>茨城支部の意見としましては、協会けんぽの財政構造は、依然として医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造が解消されていません。加えて、被保険者数の伸びの鈍化、経済先行きの不透明さ等により、保険料の増加が今後も続くとは限らないことや医療費の伸びが高水準であること、今後も後期高齢者支援金の増加が見込まれることなどを考慮すると、中長期的な視点で安定した財政運営に努めていくべきであり、平均保険料率を10%に据え置くことについて異議はございません。</p> <p>一方で、令和6年度保険料率も支部間の格差が生じています。協会けんぽの保険料率は都道府県ごとの医療費により決まります。この場合、支部保険者の努力だけではなく、事業主や加入者等の取組強化も必要です。そのためには「顔の見える地域ネットワーク」の早期構築が不可欠であり、連携した健診、保健指導、コラボヘルス等の保健事業推進が必要であると考えます。</p> <p>協会けんぽ全体で加入者の行動変容につながる健康づくり・医療費適正化への取組を実施するとともに、保険料率決定の仕組みやインセンティブ制度、コラボヘルスの重要性など、広報のより一層の強化をお願いいたします。</p>	<p>て異議なく承認された。</p> <p><b>【評議員の個別意見】</b> (学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者や事業主に対し、協会けんぽの財政状況や将来の見通しについて、丁寧かつわかりやすく説明し、保険料率の仕組みを理解してもらえような取り組みの継続をお願いする。</li> </ul> <p>同時に医療費は地域の医療提供体制や特性などの影響により増減するというような背景・事情について加入者や事業主に伝えるとともに、保険料率を支部の努力だけで下げることは難しい点を理解してもらうことも大切である。</p> <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul> <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul>
栃木	<p>9.79% (9.96%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>栃木支部の令和6年度保険料率を、令和5年度保険料率の9.96%から0.17%引き下げ、9.79%とすることについて妥当と考えます。</p> <p>2. 理由等</p>	<p><b>【評議会の意見】</b></p> <p>令和6年度栃木支部健康保険料率を令和6年4月納付分より9.79%とすることについて妥当と考える。</p> <p><b>【評議員の個別意見】</b> (学識経験者)</p>

支部名	支部長意見	評議会における意見
	<p>協会けんぽの財政状況は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されておらず、また、今後も後期高齢者支援金の一層の増加が見込まれております。加えて、平均保険料率 10%を維持した場合であっても、数年後には収支差が赤字となり、準備金を取り崩さなければならない見通しをなっております。このように、協会けんぽの今後の財政は楽観を許さない状況にあります。</p> <p>このような状況にあつて、栃木支部評議会においては、平均保険料率の 10%維持に異論はないとの意見をいただきました。さらに評議員からは、「出来る限り長く平均保険料率 10%を超えないようにあらゆるケースを想定しながら医療費を増やさない努力が引き続き必要と考える。」といった意見なども出されました。</p> <p>当職としても、今後の保険料率のあり方について中長期で考えることを基本とし、協会けんぽの財政がより厳しくなり、準備金を取り崩さざるを得ない局面にあつても、事業主、加入者にとって負担の限界である 10%を可能な限り超えないようにすべきと考えます。そのためにも、医療費適正化対策等を進めていくとともに、国庫補助率 20%への引き上げや持続可能な医療保険制度に向けた実効性のある制度改革をより一層働きかけていくべきと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厳しい財政状況が続くことを鑑みて平均保険料率10%維持はやむを得ず、妥当と考える。</li> <li>（事業主代表）</li> <li>・ 平均保険料率10%維持が妥当と考える。</li> <li>（被保険者代表）</li> <li>・ 中長期的に安定した運営を行うためには、全国平均10%を維持すべきと考える。準備金がかここ数年積みあがっている状況ではあるものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造が解消されていないことや、保険料収入の増加が今後は続くとは期待しがたいこと、後期高齢者支援金の増加が見込まれること、高額な医薬品などの関係で医療費の伸びに大きく影響する可能性があることが理由である。</li> <li>・ これまでも平均保険料率10%が負担の限界であるという話が出ていたが、出来る限り長く平均保険料率10%を超えないようにあらゆるケースを想定しながら医療費を増やさない努力が引き続き必要と考える。</li> <li>・ 保険料率の変更時期については、時期の変更は現場の混乱を招く可能性があるため、従来通り 4月納付分から変更が望ましい。</li> <li>・ インセンティブ制度の令和 4年度の栃木支部実績が 5位となり、保険料率が0.05%引き下がる見込みとなったが、事業主や被保険者の協力だけではなく、栃木支部の日ごろの努力の積み重ねもあると思う。インセンティブ制度の結果は、前年度からの伸びも大きく影響するので、高い順位を維持するのは難しいと思うが、今回の結果に安堵することなく、引き続き、改善策と伸びしろを見いだしながら取り組んでいくことが大切である。</li> </ul>
群馬	<p>9. 81% (9. 76%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>群馬支部の令和 6年度保険料率について、令和 5年度保険料率の9. 76%</p>	<p><b>【評議会の意見】</b></p> <p>令和 6年度群馬支部保険料率を9. 81%へ引き上げることは、やむを得ない。</p>

支部名	支部長意見	評議会における意見
	<p>から0.05%引き上げ、9.81%とすることは、やむを得ないと考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>協会財政の赤字構造が解消されていないことや、後期高齢者支援金の増加が見込まれるなか、これまでも増して協会けんぽの財政は楽観を許さない状況と認識しております。中長期的な視点で安定した健全な財政運営に努める観点から、群馬支部の令和6年度保険料率が、0.05%引き上げ、9.81%とすることについては、やむを得ないと考えます。</p> <p>一方で、協会のビッグデータを利用した加入者の健康意識醸成や医療費適正化に更に取り組むことが必要と考えます。</p>	<p><b>【評議員の個別意見】</b></p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ここ数年保険料率が上昇している大変厳しい状況であるが、過去にはもっと高い保険料率であったこともあり、また、全国平均以下でもあるため9.81%となることは致し方ない。</li> </ul> <p>協会けんぽの健診データやレセプトデータ等を活用し、若年層のうちから行動変容を促せるような意見発信をお願いしたい。</p> <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・9.81%については仕方がない。</li> </ul> <p>保険料率が上昇した要因が医療給付費の伸びが総報酬の伸びを上回ったものと認識しているが、医療給付費の伸びを抑えるような方策を積極的に実施していただきたい。</p> <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度と比べ保険料率が9.81%に上昇することは受け入れ難いが仕方がない。</li> </ul> <p>一人ひとりの健康づくりの取組みが、保険料率を抑えることを認識していただけるように、若年層からの健康づくりの啓発や、インセンティブ制度等の周知をより一層取組んでいただきたい。</p>
<p>埼玉</p>	<p>9.78% (9.82%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>埼玉支部の令和6年度保険料率を、令和5年度保険料率の9.82%から0.04%引き下げ、9.78%とすることについては、妥当と考えます。</p> <p>ただし、準備金残高の中長期的な推移を勘案し、健康増進の取組みを一層充実するなど、更なる保健事業等への注力をお願い申し上げます。</p>	<p><b>【評議会の意見】</b></p> <p>保険料率の年度ごとの急激な変動幅を抑えるために、年金のようなマクロスライドの導入を検討し、年次を超えた激変緩和措置を行うなど安定化に向けた取り組みを行っていただきたい。</p> <p>また、安定化の仕組みを考え、加入者・事業主に対して保険料率に関する知識や理解が深まるよう、わかりやすい広報に取り組んでいただきたい。</p>

支部名	支部長意見	評議会における意見
	<p>併せて、加入者及び事業主に対して、保険料率等の理解や知識を深められるような丁寧な広報の実施も必要だと考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>令和6年度平均保険料率を10.0%に維持することにつきましては、保険料収入の増加が今後も不透明である中、医療費や後期高齢者支援金の増加が見込まれ、協会けんぽの財政状況が引き続き赤字構造であることを勘案しますと、中長期的に安定的な保険財政を維持していくという観点からも、妥当なものと考えます。</p> <p>一方で、埼玉支部保険料率について、令和4年度の0.09%の引き下げ、令和5年度の0.11%の引き上げ、令和6年度の0.04%引き下げと変動幅がかなり大きなものになっており、中小企業・小規模企業者を中心とする加入事業所の経営的な観点からすると、安定した経営を行うためにも、都道府県単位保険料率については、変動幅が少ないほうが望ましく、そのためには毎年の収支差の精算や国庫補助等の変更があった場合においても、その影響を複数年に分散するなど、何らかの仕組みの導入を検討していく必要があるとの意見を毎年度意見として述べさせていただいております。</p> <p>今回も平均保険料率は、10.0%で維持していくものの、都道府県単位保険料率においては、安定的とは言い難い状況だと思われまます。</p> <p>準備金残高が昨年度より積み上がり5兆円を超える状況下である今だからこそ、見直しが可能であると考えます。</p> <p>また、以前から支部評議会の意見でも取り上げられていた加入者に対する健康維持・増進の取組みに充てる等の更なる保健事業の充実策が示されたことについては、加入者に高く評価されると思いますが、より一層の充実をお願い申し上げます。健康保険を使う機会のない健康的な加入者がこれからも健康を維持できるような還元施策を積極的に検討していく必要があるものと考えます。</p>	<p>あわせて、今後単年度における収支差が厳しい状況となり、準備金を取り崩しながら運用した結果、それでもなお単年度における収支差が厳しい状況となった際には、先に保険料率を引き上げるのではなく、まずは国庫補助率の引き上げを優先するような仕組みづくりを検討していただきたい。</p> <p><b>【評議員の個別意見】</b></p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物価が上昇している昨今で、保険料率が下がることはいいことだと思う。全国的にみると保険料率の差が大きいので、幅を少なくするような取り組みをしてほしい。</li> <li>・保険料率が毎年変更になることは、小規模事業所は事務作業が大変ではないかと思うので、保険料率の査定方法はシンプルにしてほしい。</li> <li>・「保険」は自分で納めた保険料で賄っていることに対して、「社会保障」は制度で賄えないところに税金を投入する仕組みだが、健康保険は「保険」なのか「社会保障」なのかを整理する必要があるのではないか。</li> <li>・インセンティブ制度の見直しを行ったことで、支部間格差が縮まったと感じる。</li> </ul> <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料率の変動幅をなるべく抑えられるような安定的な財政運営を期待する。</li> <li>・支部から出された意見や提案などについては、運営委員会の中で部会を作るなどして、具体的に取り上げてもらえるようお願いしたい。</li> <li>・保険料の負担は、現在でも事業主にとって負担が重い。今後増え続ける社会保険を負担できる会社がどれくらいあるのか。保険料率に関する知識や理解を深めるために、わかりやすい広報を実施していただきたい。</li> </ul>

支部名	支部長意見	評議会における意見
	<p>4千万人に迫る加入者の健康維持・増進と将来の医療費負担軽減も見据えた事業への取組みが今後、更に重要であると思われますので、積極的に進めていただきますようお願い申し上げます。</p>	<p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・剰余金が出たら、国からの補助がカットされる仕組み自体を変えていただきたい。</li> <li>・安定した財政運営に重点を置いて取り組んでいただきたい。</li> <li>・保険料率に関する理解を深めるために、分かりやすい広報の実施をしていただきたい。</li> </ul>
千葉	<p>9.77% (9.87%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>千葉支部の令和6年度保険料率を、令和5年度保険料率の9.87%から0.10%ポイント引き下げ、9.77%とすることについて妥当と考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>先般開催した千葉支部評議会において、今後もできる限り長く平均保険料率10%を維持できるよう健全な財政運営をしていくべきと各評議員よりご意見をいただきました。</p> <p>当職といたしましても、不安定な国際情勢及び急激な円安等により経済の先行きが不透明であること、急速な少子高齢化の進行により医療費が増加していくこと、後期高齢者の医療費等を賄うための拠出金等が一層増加すること、さらには高齢者を支える現役世代の人口が減少することから、協会けんぽの今後の財政はますます厳しいものになると考えます。</p> <p>以上を勘案するほか、地震をはじめとした大規模自然災害や感染症の拡大等のリスクにも医療保険者として万全の対応ができるよう備えながら、2025年、さらに2040年まで見据えて安定した財政運営を考える視点から、平均保険料率10%を維持し、それに基づく千葉支部の都道府県単位保険料率を9.77%とすることは妥当であると考えます。</p> <p>千葉支部の都道府県単位保険料率は現在まで平均保険料率を下回って推移しておりますが、これは当支部の加入者一人当たり医療費が全国平均</p>	<p>【評議会の意見】</p> <p>令和6年度の千葉支部保険料率を9.77%に引き下げることについて了承する。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協会けんぽの財政が厳しい状況であることについて加入者及び事業主の理解を深めるための周知広報を実施し、加入者の健康増進への取組推進により、財政改善に努めていただきたい。</li> </ul> <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的に健全な財政運営に資することについて異論はないが、具体的に何年までと言及していくべきではないか。</li> <li>・千葉支部保険料率を9.77%に引き下げることについて異論はない。</li> </ul> <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支部としても今までの事業運営等について効果検証を行い医療費抑制に取り組むべきではないか。その上で加入者が納得感を持って保険料を支払っていただくことが重要である。</li> <li>・健康保険組合も協会けんぽ同様に厳しい財政状況であるため、解散の動向にも注視しつつ被用者保険のセーフティネットとして財政運営する必要がある。</li> </ul>



支部名	支部長意見	評議会における意見
	<p>と比較して低いことによるものです。</p> <p>しかしながら、健診結果による千葉支部加入者の健康情報を見ると、肥満、高血圧、高血糖等のメタボリックシンドロームのリスク保有率が全国平均と比較して高いことより、今後、生活習慣病の増加による医療費の増加が危惧されます。</p> <p>現状に決して慢心せず、加入者の健康度の改善及び医療費の抑制に向け、保健事業及び医療費適正化事業を中心とした戦略的保険者機能の更なる発揮に努めて参る所存でございます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年初早々に発生した令和6年能登半島地震のように大規模自然災害等が発生した際のリスクにも備えた財政運営を行う必要もある。</li> </ul>
東京	<p>9.98%（10.00%）</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>東京支部の令和6年度保険料率につきまして、令和5年度保険料率の10.00%から、0.02%ポイント引き下げ、9.98%とすることは、やむを得ないと考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>令和6年度平均保険料率を10.0%に維持することにつきましては、経済状況が依然として不透明であること、協会けんぽの財政状況が引き続き赤字構造であること、今後も高齢者が増加し、拠出金が増大する見込みであることを勘案いたしますと、中長期的に安定的な保険財政を維持していくという観点からも、致し方ないものと考えており、したがって、東京支部保険料率につきましても、やむを得ないものと思料いたします。</p> <p>ただし、平均保険料率としては10.0%を維持していくものの、都道府県単位保険料率においては毎年変化があり、特に、2年前の収支差の精算による変動が大きく、新型コロナウイルスのような不測の事態が生じた際の収支差による影響が非常に大きいことから、都道府県単位保険料率の安定化が必要と考えています。企業においても保険料の大きな変化は企業経営に与える影響が大きいものがあります。したがって、精算の複数年度化等</p>	<p>【評議会の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度の東京支部保険料率について、令和5年度の10.00%から9.98%とすることが全会一致で承認された。</li> </ul> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>（事業主代表）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の評議会でも申し上げた平均保険料率同様、支部保険料率9.98%については「致し方ない」という消極的な賛成である。</li> <li>・国庫補助率上限20.0%への引き上げについて議論を進めることを今後も強く要望する。</li> <li>・保険料の変化はできる限り少ないほうがよい。</li> </ul>

支部名	支部長意見	評議会における意見
	<p>の仕組みを検討していく必要があるものと考えます。</p> <p>また、加入者の健康維持・増進と将来の医療費負担軽減も見据えた事業への取組みが重要であると考えますので、健康な加入者への投資も含めてご検討いただきますようお願い申し上げます。</p>	
神奈川	<p>10.02% (10.02%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>神奈川支部の令和6年度保険料率について、令和5年度保険料率10.02%を据え置き10.02%とすることは、やむを得ないと考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>協会けんぽの財政については、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造が解消されていないこと、足元の医療費が高水準で推移していることや、今後も後期高齢者支援金の増加が見込まれること等を踏まえると、平均保険料率10%維持はやむを得ず、これを基にした神奈川支部の保険料率10.02%については、受け入れざるを得ないものと考えます。</p> <p>一方で、物価の上昇等による負担の増加の中、2年続けて負担の限界とされる10%を超える保険料率を神奈川支部の事業主・被保険者の皆さまにご負担いただかなければならない状況は、地域経済への影響等を考えると、大変厳しいものだと感じています。</p> <p>引き続き、神奈川支部の事業主・被保険者の皆さまが負担する保険料率の上昇を抑えられるよう、医療費適正化や加入者の健康づくりの取組を推進するとともに、現在の協会けんぽの財政状況についてご理解いただけるよう、分かりやすい丁寧な広報に努めてまいります。</p>	<p>【評議会の意見】</p> <p>平均保険料率を10%として所定の計算式に当てはめた場合、神奈川支部の保険料率が前年度と同じ10.02%となることについて、了承する。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>なし</p>
新潟	<p>9.35% (9.33%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>新潟支部の令和6年度保険料率を、令和5年度保険料率の9.33%から0.02ポイント引き上げ、9.35%とすることは妥当と考えます。</p>	<p>【評議会の意見】</p> <p>9.35%とすることは妥当と考えます。</p> <p>【評議員の個別意見】</p>

支部名	支部長意見	評議会における意見
	<p>2. 理由等</p> <p>協会財政の中長期的な安定によりできる限り長く10%を維持することが望ましいことから、平均保険料率10%維持のうえ計算された新潟支部保険料率については妥当なものと考えます。また、支部評議会において特段の反対意見はありませんでした。</p> <p>新潟県の医療費が全国一低い状況は、医師偏在指標が低く医療の提供体制が不足していることが要因ではないかとのご意見も昨年度に引き続きいただいております。一方、生活習慣病のリスク保有者割合が全国平均と比べ低く、県民の健康意識の高さが医療費抑制に寄与していると考えております。</p> <p>医療費の上昇抑制に向けて、健診結果から見えた健康課題を把握したうえで、健診、保健指導の実施、重症化予防、コラボヘルス（健康経営）の推進といった保健事業に更に取り組んでまいります。</p>	<p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・料率の変更が常にあるということを前提とし、令和6年度の保険料率決定の背景について、加入者にご理解いただけるよう説明する必要がある。</li> <li>・医師数が少なくアクセスが悪いという新潟県の医療環境は、改善されていない。そのことが医療費の低さに影響しており、必要な人に必要な医療が提供できているか分析しなければならない。</li> </ul> <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料率が一番低いとは言え、今年度と比べると上がる。事業主や加入者の納得感が得られるようしっかりと広報する必要がある。</li> <li>・大企業中心に賃上げはされているものの、物価の上昇が上回っている状況である。雇用量総所得は実質では下がっており、保険料率上昇により社会保障の負担感は大きくなっていく。保険料率がどのように算定されて、保険料がどのように使用されているかということも広報してほしい。</li> </ul> <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険制度により、加入者は少ない自己負担で医療を享受している。保険料負担だけでなく、給付のメリットについて加入者が理解できるよう、健康保険制度の課題や、将来の財政の見込み、加入者一人一人が何をすべきかについて、広報を積極的に進め、持続可能な制度にしてほしい。</li> </ul>
富山	<p>9. 6 2 % ( 9. 5 7 % )</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>富山支部の令和6年度保険料率について、令和5年度保険料率の9.57%から0.05%ポイント引き上げ、9.62%とすることは、妥当と考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>先般開催した支部評議会では、中長期的な視点による健全な財政運営に</p>	<p>【評議会の意見】</p> <p>富山支部保険料率を9.62%とすることに異議なし。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来的に収支が悪化する見通しがある中で、平均保険料率10%を少しでも長く維持できるよう、インセンティブ制度の効果も踏まえたうえで、加入者</li> </ul>

支部名	支部長意見	評議会における意見
	<p>向け、平均保険料率10%を維持するとの結論のもと、令和6年度富山支部保険料率を9.62%とすることに異論はありませんでした。</p> <p>高齢化に伴い年々医療費が増加している中、個々の加入者の標準報酬月額増加は追いついておらず、また物価急騰等の影響による経済状況も踏まえると中長期の財政見通しは極めて不透明といえます。</p> <p>当支部としては、加入者の健康維持・増進こそが将来的な医療費の抑制に寄与するものにとらえ、加入者・事業主の理解及び行動がなお一層促進されるよう、保健事業を中心とする戦略的保険者機能の発揮に努めてまいります。</p>	<p>の健康維持・増進による医療費抑制に努めていただきたい。</p>
石川	<p>9.94(9.66%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>石川支部の令和6年度保険料率について、令和5年度保険料率の9.66%から0.28%ポイント引き上げ、9.94%とすることは、やむを得ないと考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>石川支部評議会においては、中長期的な視点を踏まえた平均保険料率10%維持は理解できるとの意見であり、令和6年度石川支部保険料率は承認されました。</p> <p>協会の今後の財政は、財政の赤字構造が解消されていないことなどから楽観を許さない状況と認識しており、中長期的な視点で健全な財政運営に努める観点から、石川支部保険料率の引き上げについてはやむを得ないと考えます。</p> <p>当支部としても、第6期保険者機能強化アクションプランに基づき、加入者の健康増進、医療費適正化に取り組んでまいります。</p>	<p>【評議会の意見】</p> <p>石川支部の令和6年度保険料率を9.94%とすることについて、承認する。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の能登半島地震の影響により、今年度の実績に多大な影響が生じることが想定される。石川支部の加入者にとって不利とならないよう、インセンティブの評価にあたっては配慮をお願いしたい。</li> <li>・現在、後発医薬品自体が不足しており改善の見込みが立っていない中で、使用割合をインセンティブ制度の評価指標とすることについては見直すべきである。</li> </ul>

支部名	支部長意見	評議会における意見
福井	<p>10.07% (9.91%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>福井支部の令和6年度保険料率について、令和5年度保険料率の9.91%から0.16%ポイント引き上げ、10.07%とすることはやむを得ないと考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>令和6年度保険料率の算定の基礎となる令和4年度支部一人当たり医療給付費が新型コロナウイルス感染症の影響により全国平均と比べ増加していること、また、保険料率の算定に当たっては、全支部共通の計算方法にて算出していることから、引き上げはやむを得ないものであると評議員より意見を得られたため。</p>	<p>【評議会の意見】</p> <p>令和6年度福井支部保険料率が10.07%となることについてはやむを得ない。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料率の算定において一定の計算ルールがある以上、引き上げについてはやむを得ない。</li> <li>・医療費の抑制に取り組まなければならないと言うものの、それにより必要な医療を控えさせることはできない。必要な医療を確保しつつ、今後どのように医療費を抑制していくか工夫してほしい。</li> <li>・インセンティブ制度により保険料率の減算を受けるために福井県の地域特性を踏まえた取り組みが必要である。</li> <li>・健診実績が高いにも関わらずインセンティブ順位が低くなることに疑問を持った。今回見直した評価指標について、今後検証し改めて見直す必要があると感じた。</li> </ul> <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料率の引き上げは致し方ない。支部は医療費適正化に向けた広報に一層取り組んでほしい。</li> <li>・保険給付の重要性は皆が理解している。保険給付を現状の水準で行いながら保険料率は引き下げるというミスマッチな取り組みを進めなければならない。簡単なことではないので、時間をかけて取り組んでほしい。</li> </ul> <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料率の引き上げは事業主・被保険者双方にとって負担であるが、新型コロナウイルス感染症に対する県内の対応が充実していたことなどが要因</li> </ul>

支部名	支部長意見	評議会における意見
		<p>であるため致し方ない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インセンティブ制度の評価指標の見直しにより、実績が高いにも関わらず評価が受けにくくなるのは残念である。健診の実績が高水準の支部などは、インセンティブにおいて一定の還元が受けられるようにすべきと考える。</li> </ul>
山梨	<p>9.94% (9.67%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>山梨支部の令和6年度保険料率について、令和5年度保険料率の9.67%から0.27%ポイント引き上げ、9.94%とすることは、やむを得ないと考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>協会の財政構造に大きな変化がない中で、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという赤字構造が解消されていないことに加え、今後は後期高齢者支援金の一層の増加により支出の増加が見込まれている状況において、今後も安定的な財政運営を行うためにできる限り長く平均保険料率10%を維持していくことが必要だと思料いたします。</p> <p>その平均保険料率を基に計算された山梨支部の保険料率が0.27%ポイント引き上げとなり、9.94%となることについてはやむを得ないと考えます。</p>	<p>【評議会の意見】</p> <p>山梨支部の保険料率が9.94%となることについて異論なし。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山梨支部の状況から、保険料率が9.94%と引き上げとなることは、やむを得ない。</li> </ul>
長野	<p>9.55% (9.49%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>長野支部の令和6年度保険料率を令和5年度保険料率の9.49%から0.06%ポイント引き上げ、9.55%とすることを妥当と考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>(1) 協会財政と加入者および加入事業所における保険料負担の中長期的な安定を考慮すると、将来予想される収支反転に備えるべく平均保険料率10.0%を極力長く維持していくことには合理性がある。</p>	<p>【評議会の意見】</p> <p>全国平均保険料率10%を維持し、長野支部の令和6年度保険料率を令和5年度保険料率の9.49%から0.06%ポイント引き上げ、9.55%とすることについて異論はない。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療給付費が年々増加する中、支部保険料率の上昇幅を抑えるインセンティブ制度の実績を評価する。</li> </ul>

支部名	支部長意見	評議会における意見
	<p>(2) 他保険者への影響力が大きい国内最大規模の保険者として、短期的に保険料率を上下させるのは好ましくない。</p> <p>(3) 以上より、平均保険料率10.0%を維持したうえで、令和4年度のインセンティブ制度の結果も踏まえ、所定の方法により各支部の適用料率を算出し、その結果、当支部料率が令和5年度から0.06%ポイント引き上がることは妥当である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者医療制度に対する多額の拠出金が適正な運営に使用されているかのチェック及び意見発信を保険者としてすべき。</li> </ul> <p>(事業主代表、被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インセンティブ制度の実績により支部保険料率の上昇幅を抑えられたことから、今後も評価項目に対して共に取り組んでいきたい。</li> </ul>
岐阜	<p>9.91% (9.80%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>岐阜支部の令和6年度保険料率について、令和5年度保険料率の9.80%から0.11%ポイント引き上げ、9.91%とすることは、やむを得ないと考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>岐阜支部加入者の医療費が上昇しており、岐阜支部評議会においては前年度と比較すると引き上げとなるがやむを得ないと意見を得られたため。</p>	<p><b>【評議会の意見】</b></p> <p>令和6年度岐阜支部保険料率が9.91%となることについて異論なし</p> <p><b>【評議員の個別意見】</b></p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料率は医療費の影響が特に大きいため、インセンティブを得るために頑張っても影響は小さい。</li> <li>・インセンティブを得るための支部ごとの競争が厳しくなっているので、成績の良い他支部の取り組みを参考にしようか。</li> </ul> <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インセンティブの評価指標は、前年度の伸び率より実施率を高くした方がよい。</li> <li>・加入者に対し、普段どのような行動が保険料の減少につながり、健康保険制度の維持につながるのかということを理解してもらえるように広報し続けていく必要がある。</li> </ul> <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年に続いてインセンティブを得られるのは支部が努力した結果だと考</li> </ul>

支部名	支部長意見	評議会における意見
		<p>えているので、次年度以降も期待したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者や事業所の取り組みがインセンティブに反映され、保険料率が下がる仕組みであることを加入者に理解してもらえるよう広報していく必要がある。</li> <li>・インセンティブは否定的である。加入者と事業所の行動等を評価することが目的だと考えるが、各支部の評価になっており、加入者や事業所に保険料率決定の仕組みが理解されていない。</li> <li>・国民皆保険であれば全国一律の保険料でよいのではないか。支部間の保険料率の差のバランスについては今後の議論の余地があると思われる。</li> </ul>
静岡	<p>9.85% (9.75%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>静岡支部の令和6年度保険料率について、令和5年度保険料率の9.75%から0.10%ポイント引き上げ、9.85%とすることは、やむを得ないと考えます。</p> <p>また、保険料率の変更時期については令和6年3月分からで異存はありません。</p> <p>2. 理由等</p> <p>医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政上の赤字構造が解消されない状況が続くと見込まれることに加え、高齢者医療への拠出金が当分の間さらに増加していくことが避けられない状況の中で、中長期的視点から平均保険料率10%を負担の限界として維持することは妥当であると考えます。</p> <p>そのため、平均保険料率10%を基に算出された静岡支部の保険料率が0.10%ポイント引き上げとなり、9.85%となることについて、やむを得ないと思料いたします。</p>	<p>【評議会の意見】</p> <p>協会の財政構造に大きな変化がない中で、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加等を考慮した中長期的な視点を踏まえ、静岡支部の令和6年度保険料率を0.10%引き上げ、9.85%とすることについて了承する。</p>
愛知	<p>10.02% (10.01%)</p> <p>1. 意見の要旨</p>	<p>【評議会の意見】</p> <p>令和6年度の愛知支部の都道府県保険料率を10.02%とすることは、やむ</p>



支部名	支部長意見	評議会における意見
	<p>協会の対応として、「平均保険料率について 10%を維持する」ことを意思決定したもと、令和 6 年度の愛知支部の都道府県単位保険料率を 10.02%とすることはやむを得ないと考えます。</p> <p>また、愛知支部評議会として、樂觀を許さない状況である「協会けんぽの財政について、中長期で考えていくことを基本スタンスとして取り組む」ことに賛同します。</p> <p>2. 理由等</p> <p>評議会の総意によるところです。</p>	<p>を得ない。</p> <p><b>【評議員の個別意見】</b></p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6年度の引き上げはやむを得ないと考えるが、愛知支部の都道府県単位保険料率は、今後も構造的に全国平均を上回っていくのではないかと。</li> <li>・所得が高い地域は、物価も高い傾向にあるため、実質的な賃金は変わらず、所得が低い地域と同様に保険料負担が苦しいのは変わらない。</li> <li>・インセンティブ制度の在り方は、その目的の達成に向けて、より踏み込んだ検討が必要である。</li> </ul> <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平均保険料率10%を維持することを最優先とするなか、保険料の算出方法が決まっている以上、6年度の引き上げはやむを得ないと考える。</li> <li>・事業主として従業員等に何が要因で引き上げになるのかを説明する必要がある。そのためにも、年齢調整、所得調整、インセンティブ等について、事業主や加入者が理解・納得できる制度が望ましい。</li> <li>・年齢調整、所得調整が上乘せされる仕組みについては理解するが、調整後の保険料率が平均保険料率を上回ると、従業員等にとっても負担が重いという印象が強くなり説明が難しい。</li> <li>・インセンティブについては、大規模支部が報奨金を得ることが難しく、負担だけさせられているイメージである。</li> </ul> <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調整前保険料率が上がっており、保険料率が上がることはやむを得ないと考えるが、平均保険料率10%を維持した中で、愛知としては若い人が多くて医療費も全国平均より低く、愛知の医療給付費がそんなに上がったのか、ま</li> </ul>

支部名	支部長意見	評議会における意見
		<p>た、愛知がそんなに負担しなければいけないのかということに違和感がある。</p> <p>・インセンティブ制度が、加入者まで浸透して意識が変わっているのであれば効果的だが、誰のための制度かが見えない状況である。保険者が何をしたいのか現行の指標等でははっきりしないと思われるため、制度見直しの検討が必要ではないか。</p>
三重	<p>9.94% (9.81%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>三重支部の令和6年度保険料率について、令和5年度保険料率の9.81%から0.13%引き上げ、9.94%への変更はやむを得ないと考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>当職としては、新型コロナウイルス感染症や世界情勢の悪化に伴う資源価格の高騰等の影響によって経済状況が不透明であり、医療給付費が令和5年度において、既にコロナ禍前の水準を上回っていることを勘案すると、令和6年度の平均保険料率は10%で維持せざるを得ず、三重支部保険料率の9.94%への変更はやむを得ないと考えます。</p> <p>また、健康保険事業を安定的かつ持続的に行う観点から、今後の保険料率についても中長期的に考えるべきものと思料します。</p> <p>一方、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという赤字構造は依然として解消されていないことや、団塊の世代の75歳到達により高齢者医療拠出金の急増が見込まれること、5年収支見通し等の財政状況に関するシミュレーションでは数年後には準備金を取り崩さなければならない見通しとなっていることなど、協会けんぽの財政を取り巻く状況は依然として厳しく、今後も予断を許さない状況です。このため、財政基盤の強化に向けて、国庫補助率を上限の20%に引き上げるよう国へ強く要望していただきたい。</p>	<p>【評議会の意見】</p> <p>三重支部の令和6年度保険料率について、令和5年度保険料率の9.81%から0.13%引き上げ、保険料率9.94%への変更はやむを得ないという意見であった。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <p>・保険料率の安易な引き下げは相当のリスクを孕むため、平均保険料率10%の据え置きはやむを得ないと考える。しかし、今後も準備金残高が増加していくようなことがあれば、被保険者へ還元することも検討する必要があるのではないか。</p>

支部名	支部長意見	評議会における意見
	<p>赤字構造を改善するためには、支出を減らすことが重要であります。例えば、不要不急の時間外受診や休日受診を減らし医療費の抑制を図ることなど、将来的なコスト削減に向けた取組を一層強化していくことも必要と考えます。</p> <p>また、準備金残高が増加している中、健診項目の見直し等による健診受診率の向上等、加入者・事業主に適切に還元される施策を検討し、取組を進めることが重要と考えます。加えて、医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果から効果的な意見発信を行うための支援など、更なる本部機能の発揮をお願いしたい。</p>	
滋賀	<p>9. 89% (9. 73%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>滋賀支部の令和6年度保険料率について、令和5年度保険料率の9.73%から0.16%ポイント引き上げ、9.89%とすることは、やむを得ないと考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>令和6年度の滋賀支部の保険料率が引き上げとなったことについて、全国の医療給付費や、全国に占める滋賀支部の医療給付費の割合が増加する見込みであることによるものと受け止めています。</p> <p>協会の財政が今後も予断を許さない状況等を鑑みると、引き続き中長期的に安定した財政運営を目指す必要があります、平均保険料率の10%維持及び滋賀支部保険料率の引き上げについてはやむを得ないものと思慮しますが、昨今の社会情勢を踏まえると、中小企業の事業主及び加入者のおかれている状況は厳しく、協会の保険料率や財政状況等についてご理解、ご納得いただけるよう丁寧な説明が必要です。</p> <p>滋賀支部評議会では、保険料率の議論において、平均保険料率10%維持は必要といった意見や、単年度収支均衡の原則からも保険料率を引き下げ</p>	<p>【評議会の意見】</p> <p>滋賀支部の令和6年度保険料率が0.16%引き上げとなり9.89%となることは、やむを得ない。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <p>・保険料率に係る各支部の意見を見ても、諸手を挙げて賛成というところは少ない。多くの支部で国庫補助率の引き上げや、準備金残高の適正水準を求める意見、現行制度の見直しを求める意見が出ており、事業主・加入者からは、可処分所得に影響が出るといった声も上がっており、それらの対応が求められる。将来の収支見通しが示されてはいるが、今後、事業主・加入者が理解、納得できるような、より綿密なシミュレーションを示していく必要がある。</p> <p>(事業主代表)</p> <p>・滋賀支部の保険料率についてはやむを得ないが、令和6年度の保険料率設定の基となる滋賀支部の医療給付費(見込み)の割合が高くなっている要因は分析する必要がある。また、滋賀支部の一人当たり医療費は全国の中でも</p>

支部名	支部長意見	評議会における意見
	<p>るべきといった両方の意見があった他、国庫補助率の引き上げや、準備金残高の適正水準を求める意見、インセンティブ指標の妥当性の検証を求める意見、事業主・加入者への丁寧な説明や、負担軽減につながる取り組みを充実させるべきといった、現在の制度や協会事業に関する意見がありました。</p> <p>当支部としましては、地域課題の分析や「顔の見える地域ネットワーク」を活用し、保健事業や医療費適正化の取り組みを強化し、保険者機能の更なる発揮に努めるとともに、評議会の場や各種広報を通じ、保険料負担について皆様にご納得いただけるよう努めてまいります。</p> <p>本部におかれましては、財政基盤の強化に向け国庫補助率20%への引き上げについて関係各方面に対し強く意見発信していただくとともに、インセンティブ指標の検証と見直しの検討をお願い申し上げます。</p> <p>また、令和5年度より実施した生活習慣病予防健診の自己負担軽減や、令和6年度より実施する付加健診の対象年齢拡大のような事業主・加入者の負担軽減や健康増進を後押しする取り組みの一層の充実を図っていただきますようお願い申し上げます。</p>	<p>低い位置にあるが、保険料率は一人当たり医療費ほど低い位置にあるわけでもなく、その関連性についても丁寧な説明が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インセンティブ制度の評価指標については、その妥当性、医療費適正化の観点からも、継続的に見直しを図っていく必要がある。例えば、各指標の数値が全国的に一定の基準まで達した段階で、新たな指標を設定するなどの検討も必要である。</li> </ul> <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滋賀支部の保険料率が引き上げとなることについてはやむを得ないが、収支のシミュレーションに当たっては、短時間労働者の適用拡大など、今後の制度改正による被保険者数や標準報酬、医療給付費への影響等についても分かりやすく説明する必要がある。</li> </ul>
京都	<p>10.13% (10.09%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>京都支部の令和6年度保険料率を令和5年度より0.04%引き上げ、10.13%とすることは、現行の仕組みの中で算定された保険料率であることから、引き上げもやむを得ないと考えます。</p> <p>しかしながら、現行の仕組みの課題として、所得調整の在り方や今後さらに予防やヘルスリテラシーの向上に向けた仕組みを検討するなど改善の必要性が指摘されたことを申し添えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>評議会の意見としては、令和4年度の精算分が大きかったことで現行の</p>	<p>【評議会の意見】</p> <p>京都支部の令和6年度保険料率が10.13%となることについて、評議会として異議なく了承された。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得が高い場合、その分保険料も多く支払っている。企業努力で賃上げを行う事が、結果として所得調整により、都道府県単位保険料率に加算がされるのは納得し難い。</li> <li>・令和4年度の精算分が他支部と比べ大きかったとのことなので、保険料率の引き上げは致し方ない。</li> </ul>

支部名	支部長意見	評議会における意見
	<p>仕組みの中では保険料率の引き上げは致し方ないとのことであった。</p> <p>しかしながら、都道府県単位保険料率の在り方については、加入者が客観的に納得できる仕組みの課題として、現行の所得調整の在り方が指摘された。</p> <p>さらに医療費の地域差には、加入者の努力が及びにくい医療提供体制を主因とする要因が含まれており、今後は予防やヘルスリテラシーの向上が必須課題であり、加入者の意識を高めるため生活習慣病リスク保有者の割合等集団の健康度維持のための指標の検討が必要と考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病のリスク保有率はかなり少ない状況にもかかわらず、保険料率が上がることは疑問。</li> <li style="padding-left: 20px;">(事業主代表)</li> <li>・積み上がった準備金で、健康診断の補助を手厚くしたり、データヘルス計画等で蓄積したデータを活用し、予防の段階で手の打てる施策へ充ててほしい。</li> <li style="padding-left: 20px;">(被保険者代表)</li> <li>・都道府県単位保険料率の決定の仕組みが確定している状況で、それに対して議論する時期が今であることは如何か。</li> <li>・「特定保健指導対象者の減少率」が上位に位置しており、生活習慣病のリスク保有者の割合も低い。インセンティブ指標で配点の見直しはされたが、将来の保険料上昇に向けた行動面をもっと評価してもよいのではないか。</li> </ul>
大阪	<p>10.34% (10.29%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>大阪支部の令和6年度保険料率を令和5年度保険料率10.29%から0.05%引き上げ、10.34%とすることについて、やむを得ないと考えます。</p> <p>また、保険料率の変更時期について、令和6年4月納付分からで可と考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>資源価格の上昇や円安の進行による物価高が続いており、中小企業が多く所在する大阪の経営者および従業員、またそのご家族の生活に大きな影響を与えている中で、すでに平均保険料率を超え、昨年も引き上げになったにも関わらず、さらに0.05%の引き上げをお願いせざるを得ないことについて大阪支部としては断腸の思いです。</p> <p>しかしながら、中長期的視点での、財政運営を勘案し、運営委員会での</p>	<p><b>【評議会の意見】</b></p> <p>大阪支部保険料率10.34%について現行ルールの下ではやむを得ないと考えるが、年齢調整や所得調整といった都道府県単位保険料率の算定方法について見直しを行うべきではないかという意見が出された。</p> <p><b>【評議員の個別意見】</b></p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・何とか10%台で維持し、上がる一方の状況を回避しなければならない。そのためにも医療費の削減が非常に重要であり、適切な医療の受け方をより加入者に浸透するように広報する必要がある。</li> <li>・5兆4千億円の準備金残高がある協会けんぽの財政状況において、なぜ保険料率引き上げとなるのかを加入者に説明し、納得していただけるように考えて運営していただきたい。</li> </ul>

支部名	支部長意見	評議会における意見
	<p>議論の集約におけるプロセスの中で平均保険料率の10%維持が決定し、それを前提とする都道府県単位の保険料率決定であり、大阪支部の料率が示されたものと理解できますので、令和6年度保険料率を10.34%とすることについて、やむを得ないと考えます。</p>	<p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平均保険料率10%維持は仕方ないが、賃上げが推奨され、支払いが増えている現状に経営者も苦勞している。これ以上保険料率が引き上げとならないように医療費適正化により、保険料率を維持していただきたい。</li> <li>医療費をできるだけ抑えたいというのは当然であるが、これからは支部の特異性を踏まえた対策を取り、明確に成果を出していく必要があるのではないか。</li> </ul> <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>若い年齢層が多く、年齢調整により保険料率が上がる傾向にあり、引き上げは仕方ない。特定保健指導の対象とならない年齢層の社員の健康維持は会社の努力だけでは難しいところがあるため、協会けんぽからの協力を賜りたい。</li> <li>平均保険料率10%は維持してほしい。健康保険組合の経営悪化に伴う解散が増加傾向にあり、協会けんぽへの流入が増えることを踏まえて保険料率の在り方を考えるべきではないか。</li> </ul>
兵庫	<p>10.18% (10.17%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>兵庫支部の令和6年度保険料率について、令和5年度保険料率の10.17%から0.01%引き上げ、10.18%とすることは、やむを得ないと考える。</p> <p>2. 理由等</p> <p>協会けんぽの財政は、黒字が続いてはいるものの、経済状況や医療給付費の伸び幅には不確定要素が多く、楽観を許さない状況である。また、今後、さらに高齢化が進み医療費や高齢者医療制度への拠出金が増大するこ</p>	<p>【評議会の意見】</p> <p>平均保険料率10%維持とした結果、兵庫支部の保険料率が0.01%引き上げとなることは、やむを得ないという意見であった。</p> <p>一方で、収支の黒字が続き準備金残高が積み上がる状態が続けば事業主・加入者の理解は得難く、中長期という期間の明文化や、保険財政にかかる社会情勢が好転した際の事業主・加入者への還元についての喧伝があることが望ましいという意見があった。</p> <p>国庫補助率の削減を懸念する声が多くあり、それを防止するために、平均保険料率10%が事業主・加入者の負担限度である旨を、統計的に国に示していくことが望ましいとの意見があった。</p>

支部名	支部長意見	評議会における意見
	<p>とが想定されるため、平均保険料率を中長期的な視点から考えることは理解できる。しかしながら、準備金が5兆円近く積み上がっている現状を踏まえれば、今後想定以上に準備金が積み上がった場合には、より一層加入者が実感できるような還元策の検討が必要ではないか。</p> <p>まず、収支見通しについては、試算より実績が上振れする状況が続いており、結果として5兆円近い準備金が積み上がっている。さらに、今年度は近年にない賃金上昇が生じており、評議会においても、収支見通しにかかるシミュレーションは、今回示した賃金上昇率のものでもなお不足しているという意見があった。料率議論の基礎資料として精度を疑問視する意見が上がっており、料率議論の形骸化につながりかねない状況である。社会情勢、経済情勢をより実勢を反映した試算方法への見直しが必要であると思慮する。</p> <p>次に、準備金については、残高が積み上がり続けている現状を受け止め、保険財政の中長期的な安定を考慮したうえで、平均保険料率10%維持における具体的な基準額や期間の設定といった見通しや方針も検討していただきたい。</p> <p>併せて、準備金の用途として、今回実施した生活習慣病予防健診の自己負担額軽減や付加健診の対象拡大のような、予防事業で間接的に加入者・事業主に還元できる施策は今後も必要だと思慮する。</p> <p>インセンティブ制度は、保険料を原資としている以上、健康にかかる改善度合いや、その改善による医療費の削減について、効果検証を実施していかなければ加入者の納得を得ることはできない。長いスパンで見ることでも必要ではあるが、効果検証をどうやっていくのかも含めてビジョンを示す必要があると思慮する。</p> <p>以上の通り、事業主・加入者の理解が得られるよう、収支見通しの精度向上や準備金にかかる見通しや方針の設定、インセンティブ制度における効果検証を実施し、その周知広報に努めていく必要があると思慮する。</p>	<p>【評議員の個別意見】 (学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫補助率や医療給付費の増加を注視し、保険者として戦略的に動いていくことが大切である。国庫補助率の削減を防止するために、小規模事業所が多い協会けんぽとしては、平均保険料率10%が事業主や加入者の負担限度であることを国にアピールし、統計的にも示していくべきではないか。</li> <li>・個人的には、不確定要素が多い時は、制度を大きく動かすことは望ましくないと考えているが、加入者が払っている保険料がプールされている現状は、加入者に理解されづらい。その点を踏まえて、平均保険料率の引き下げといった、加入者や事業主の利になる事象は同時に視野に入れておくべきではないか。具体的には、不確定要素の好転により平均保険料率引き下げやサービス拡充に至る可能性があることは、対外的にも示していてもよいのではないか。</li> </ul> <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支部評議会の意見が、本当は平均保険料率を引き下げしてほしいが平均保険料率10%でやむを得ないといった趣旨であることはご留意いただきたい。</li> <li>・収支の均衡や準備金残高について、どの程度の数値になったら平均保険料率を上げる、といった具体的な方針があった方が良いのではないか。現段階では中長期の定義があいまいであり、例えば10年は平均保険料率10%を維持するといった具体的な議論があれば、見通しが立つという意味では安心感が出てくると思われる。</li> <li>・インセンティブ制度は健康づくりを契機に導入された制度だと思われるが、健康づくりによる生活習慣病の罹患率や健康寿命への影響等の効果検証は行われているのか。ただやりたいことをやっているだけといった状況にならないよう注意していただきたい。</li> </ul>

支部名	支部長意見	評議会における意見
奈良	<p>10.22% (10.14%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>奈良支部の令和6年度保険料率について、令和5年度保険料率の10.14%から0.08%引き上げ、10.22%とすることはやむを得ないものと考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>奈良支部評議会（令和5年10月25日開催）における全国平均保険料率の議論において、現在の全国平均保険料率10%維持の方針となったものの、奈良支部の医療費の伸び及び令和4年度精算分の率が前年度に引き続き高い割合で推移したことにより、奈良支部保険料率は引き上げとなりました。</p> <p>一方で、インセンティブ制度における令和4年度実績において奈良支部は全国9位となり、保険料率の上昇幅を抑える結果となりました。これはひとえに加入者及び事業主の皆様の努力によるものと受け止めております。</p> <p>つきましては、今回の保険料率引き上げについては昨年度に引き続きコロナ禍の影響を受けているものと思料し、0.08%の引き上げはやむを得ないものと考えます。</p> <p>なお、今後協会全体の保険料率がこれ以上上がるものがないよう、準備金の有効活用を要望するとの意見があったことを申し添えます。</p> <p>奈良支部は引き続き医療費適正化を着実に実行していくとともに、インセンティブ制度の指標である生活習慣病予防健診の受診率及び特定保健指導の実施率の向上をはじめとした健康づくりを推し進めることにより、加入者・事業主の皆様の利益に資するべく今後も最大限努力してまいります。</p>	<p>【評議会の意見】</p> <p>奈良支部の令和6年度保険料率について、令和5年度保険料率の10.14%から0.08%引き上げ、10.22%とすることはやむを得ないものとする。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備金は事業主及び加入者のために有効活用すべきものであり、準備金残高が積み上がっている現状を理由として、国庫補助が減額されることのないように注意しておいてもらいたい。</li> </ul> <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金水準もなかなか引上げられない状況のなかで、保険料率が上昇することは事業主及び加入者にとって多大な負担となる。準備金残高が積み上がっているのであれば、保険料率を出来るだけ抑えられるよう、事業主及び加入者のために有効活用することを求める。</li> </ul>
和歌山	10.00% (9.94%)	【評議会の意見】



支部名	支部長意見	評議会における意見
	<p>1. 意見の要旨</p> <p>和歌山支部の令和6年度保険料率について、令和5年度保険料率の9.94%から0.06%ポイント引き上げ、10.00%とすることは、やむを得ないと考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>協会けんぽの財政については、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が依然として解消されていない中、令和4年度決算を足元とした5年収支見通し等の財政状況に関するシミュレーションにおいても、平均保険料率10%を維持した場合であっても、数年後には準備金を取り崩さなければならないとの状況は変わっておらず、中長期的な視点に立って安定した医療保険制度を運営していくためには、できる限り長く、現在の平均保険料率10%を維持するべきであり、平均保険料率10%を所与とした当支部の令和6年度保険料率10.00%への引き上げは、やむを得ないと思料します。</p> <p>支部評議会においても平均保険料率の10%維持はやむを得ないとのご意見をいただいております、10%を維持していくためには、医療費・健診データ等の分析に基づく、医療費適正化のための取り組み強化や保健事業の一層の推進を図っていく所存ですが、併せて国庫補助率の20%への引き上げ等、制度に関する見直しについても、国に対し強く求めていくことを要望します。</p>	<p>平均保険料率10%維持に対する和歌山支部の保険料率10.00%はやむを得ないとの全評議員一致した意見であったが、一部の評議員からは本来は単年度収支で料率を決めるべきではないか、インセンティブ制度自体に問題があるのではないかと、国庫補助の上限までの引き上げを強く要望すべき、との意見があった。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も10%維持することについては、現状からするとやむを得ないが、本来は単年度収支で考えるべきであり、納得している訳ではない。</li> <li>・支部間で料率に大きな差があることについて、個人的には社会保険の趣旨からすると全支部統一の料率とした方が良いと考える。</li> </ul> <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インセンティブ制度について、上昇幅や上昇率の評価を大きくすると、順位が年ごとに乱高下するのではないかと、そうなることと継続してインセンティブが受けられるとは限らず、制度として問題である。</li> <li>・10%を超える状況となる前に、準備金を取り崩すべきである。また、常々申し上げているが政府に国庫補助を上限の20%とするよう強く働きかけるべきである。</li> </ul> <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10%維持を積極的に受け入れている訳ではない。保険料率を下げるためにインセンティブ制度をどのように機能させるのか、また赤字構造をどのように解消するのかを示す必要がある。</li> <li>・平均保険料率に基づく都道府県単位保険料率の決定はやむを得ないが、黒字を見込んでいるのに支部の保険料率が上がることは納得できない。</li> </ul>

支部名	支部長意見	評議会における意見
鳥取	<p>9. 68% (9. 82%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>鳥取支部の令和6年度保険料率について、令和5年度保険料率の9.82%から0.14%引き下げ、9.68%とすることは妥当と考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>令和6年度の保険料率を検討するうえで基礎となる加入事業所・加入者を取り巻く環境は、企業倒産が大幅に増加し人員不足や物価高が継続するなか、加入事業所は人材確保のため賃金を上げざるを得ず、加入者は賃金が上昇しても物価高でその恩恵を受けられないなど引き続き厳しい状況が続いている。</p> <p>このような状況を踏まえ、鳥取支部評議会においては保険料率引き下げの意見もあったが、今後の協会けんぽの財政を取り巻く情勢などを勘案し、保険料率10%が負担できる上限であり、これを中長期的にできる限り長く維持していくという観点から、平均保険料率10%を維持するとの意見が大勢を占めた。</p> <p>当職としてはこれらの討議を踏まえ、平均保険料率10%を維持し、その基準によって算出された令和6年度鳥取支部保険料率は妥当とするものである。</p> <p>一方で、平均保険料率は維持するものの、加入者及び加入事業所の実質的な負担軽減と将来の健康増進を図るため、国庫補助率の引き上げの要請を継続するとともに、更なる健診費用の軽減や健診項目の追加などを早急に実施することを望む。</p>	<p>【評議会の意見】</p> <p>9.68%とすることは妥当という意見でまとまったが、安定的な制度運営に向けて、支部や加入者が医療費適正化等の努力を継続したとしても、いずれ若年層世代への負担の積み残しが考えられるため、将来的な国庫補助率引き上げを要望する意見もあった。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来を考えると平均保険料率10%の引き下げは考えられず、国からの財政支援について強調する時期が来ているのではないだろうか。</li> </ul> <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の若年層の負担を考えると準備金の積み上がりがある今こそ危機感をもって医療費の削減等先を見据えた行動をとらないといけない。</li> <li>・将来的には高齢者への拠出金が増え、人口構造変化を考えると保険料率維持・引き上げでは対応できないのではないか。</li> <li>・企業倒産も増加しており、中小零細企業はもうずっと苦しい状況である。</li> </ul> <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若年層の健康問題にも注力すべきだ。</li> </ul>
島根	<p>9. 92% (10. 26%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>島根支部の令和6年度保険料率について、令和5年度保険料率の10.26%から0.34ポイント引き下げ、9.92%とすることについて妥当と考</p>	<p>【評議会の意見】</p> <p>島根支部の令和6年度保険料率について、令和5年度保険料率の10.26%から0.34ポイント引き下げの9.92%とすることには賛成である。</p>

支部名	支部長意見	評議会における意見
	<p>えませんが、都道府県単位保険料率の制度見直しを合わせて要望します。</p> <p>2. 理由等</p> <p>島根支部の令和6年度の保険料率は、都道府県単位保険料率となって以来初めて全国平均保険料率を下回ることとなり、これは事業主・加入者にとって純粋に喜ばしく、この結果を否定するものではない。</p> <p>ただし、①都道府県単位保険料率は医療費だけではなく、地域の生活環境や医療提供体制等協会や事業主・加入者の努力で解決できない地域の潜在的な要素も大きく影響していること。②保険料率決定プロセスは、相対評価等により支部単位の継続的な努力がストレートに保険料率に反映されにくいいため、複雑で事業主や加入者が理解しにくいものとなっていること。③協会けんぽの健康づくりにかかる事業は、支部毎に大差がないにもかかわらず働いている地域によって保険料率に差があること。④相互扶助の観点から同一保険者に所属する事業者・加入者にとって公平・平等である必要があること。などから都道府県単位で保険料率を設定する必要性は低いと考える。都道府県単位保険料率は法律で定められた枠組みではあるが、現状では保険料率の差が地域の実情を踏まえた医療費適正化や保健事業の推進に効果的であるとは言い難く、保険料率決定プロセスも複雑であるため、介護保険料と同様な解りやすい制度の運用などの法改正も含め、都道府県単位保険料率の仕組みの見直しを検討すべきである。</p> <p>また、経済団体等は重要な政策課題として社会保障制度の早期改革を望み、医療や年金の制度改革を政府に強く働きかける考えであり、協会としても協会自体の改革とともに、保険者並びに加入者の立場から医療保険制度の抜本の見直しを国に強く要請することを希望します。</p>	<p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料率が下がることには賛成である。今後は、下がった要因やその仕組みについて、加入者へわかりやすく広報することが必要であると考え。</li> </ul> <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料率が下がることはありがたく、賛成する。ただし、保険料率が下がることで減る負担は、物価上昇に追いつくほどのものではないので、加入者や事業主に与えるインパクトはそこまで大きいとは思わないのが正直なところである。</li> <li>・保険料率が下がることについては賛成である。なお、今回、インセンティブ制度で上位に位置したことからすると、今後の指標の上昇幅は少なくなることが考えられ、今回の引き下げには一喜一憂できない状況ではないかと考えている。</li> </ul> <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料率が下がることは、大変喜ばしいことである。今回の引き下げは、インセンティブ制度の報奨金によるところが大きいいため、加入者に向けたインセンティブ制度のPRを行っていくことが必要と考える。</li> <li>・保険料率が下がることは、率直に歓迎すべきことである。ただし、以前から主張しているとおり、全国民が支え合うべき社会保障の観点から、保険料率に地域差があることは適切ではなく、全国一律とすべきという考えである。</li> <li>・保険料率の引き下げは、ありがたいことではあるが、保険料の負担が減ることよりも、健診費用の負担が減ることや、健診の対象年齢の拡大など、健康保険サービスの更なる充実が図られることにも期待をしたいところである。</li> </ul>

支部名	支部長意見	評議会における意見
岡山	<p>10.02% (10.07%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>岡山支部の令和6年度保険料率について、令和5年度保険料率の10.07%から0.05%ポイント引き下げ、10.02%とすることは、妥当と考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>現在の社会情勢において岡山支部の健康保険料率が引き下がることは、加入者にとって有益なことであるため。</p>	<p>【評議会の意見】</p> <p>岡山支部の令和6年度保険料率10.02%については妥当である。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平均保険料率が10.00%になって以降、岡山支部の保険料率としては令和6年度が一番低い料率になることは評価できる。</li> </ul> <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業は物価高の影響で労働者の賃金上昇を求められている中で、岡山支部の令和6年度保険料率引き下げは企業、労働者いずれにとっても有益である。</li> </ul>
広島	<p>9.95% (9.92%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>広島支部の令和6年度保険料率について、令和5年度保険料率の9.92%から0.03%ポイント引き上げ、9.95%とすることは、止むを得ないと考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないことに加え、医療給付費がコロナ禍前の水準を上回って推移した令和3年度をさらに上回り高い伸びで推移していることや、後期高齢者支援金により今後一層の支出増加が見込まれている状況では、協会財政の中長期的な安定を考慮した平均保険料率10.0%を前提に算出された広島支部の保険料率は9.95%で致し方ない。</p> <p>広島支部評議会では、平均保険料率10.0%を今後も長く維持するべきとの意見が出ており、広島支部ではデータヘルス計画に基づく保健事業の一</p>	<p>【評議会の意見】</p> <p>令和6年度広島支部保険料率を9.95%とすることに異議なし。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広島支部保険料率が令和6年度9.95%となることは致し方ない。平均保険料率は中長期的な視点で10%を維持していくということであるが、積み上がっていく準備金は、昨今の経済状況からインフレによる貨幣価値の目減りがあるのではないかと。準備金については運用する等経済状況に応じた対応が必要ではないかと。</li> <li>今後、単年度収支が赤字へ転じていくことが予想されているが、平均保険料率10.0%は長く堅持できるよう努めて欲しい。それが加入者、事業主から求められていることではないかと。</li> </ul> <p>(事業主代表)</p>

支部名	支部長意見	評議会における意見
	<p>層の促進、加入者の健康増進を見据えたコラボヘルスの更なる推進を掲げ、保険料率上昇の抑制に努める所存です。</p>	<p>・全支部から0.01%の財源を取り、一部の支部が保険料率を下げられるというインセンティブ制度そのものに疑問を感じる。その財源を健診費用の補助額の更なる増加に充てる等、加入者が健診を受けやすい環境を整備することが健診受診率の向上、医療費削減につながり、結果として保険料率上昇の抑制となるのではないかと。</p>
<p>山口</p>	<p>10.20% (9.96%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>山口支部の令和6年度保険料率について、令和5年度保険料率の9.96%から0.24%ポイント引き上げ、10.20%とすることは、やむを得ないと考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>山口支部評議会において、平均保険料率10%に据え置かれる中で、山口支部の令和6年度保険料率が0.24%ポイント引き上がるが、これまでの山口支部の保険料率の推移と精算分の影響を丁寧に説明した上で、全評議員から同意を得ているため。</p> <p>なお、現行の都道府県単位保険料率の算定方法を簡略化し、全国一律の健康保険料率としつつ、業務の効率化と更なる医療費支出の削減に繋がる施策の充実を検討してほしいといった意見を多くの評議員から頂戴したことから、当該検討をお願いしたい。</p>	<p><b>【評議会の意見】</b></p> <p>山口支部の令和6年度健康保険料率について、令和5年度健康保険料率9.96%から0.24%ポイント引き上げた10.20%とすることについては、やむを得ない。また、変更時期は4月納付分からでよい。</p> <p>現行の都道府県単位保険料率の算定方法を簡略化し、全国一律の健康保険料率としつつ、業務の効率化と更なる医療費支出の削減に繋がる施策の充実を検討していただきたい。</p> <p><b>【評議員の個別意見】</b></p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インセンティブ制度の加入者の認知度は低く、また、加算率も0.01%と少なく感じるが、頑張ってもメリットが少ないと受け止められていないか。</li> <li>・保険料率を全国一律という意見もあるが、自動車保険みたいに無事故無違反は保険料が下がるなどのご褒美があってもいい。インセンティブ制度での0.01%は非常に少ないが、金額ではなく、導入することで行動を促すような評価項目があればよい。</li> <li>・保険料率が毎年変更になったり、都道府県によって異なると、保険料の引き間違えの恐れがあるため、全国一律の方がシンプルでよいのではないかと。</li> </ul> <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インセンティブ制度に取り組んだ結果、全体の医療費が下がり、少しでも保険料率が下がればそれもよいと思う。</li> </ul>

支部名	支部長意見	評議会における意見
		<p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若い人など健康保険を使うことの少ない加入者の対応について何か対応出来ないか。</li> </ul>
徳島	<p>10.19% (10.25%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>徳島支部の令和6年度保険料率を、令和5年度保険料率の10.25%から0.06ポイント引き下げ、10.19%とすることについて、妥当と考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>協会けんぽの財政は医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造が継続しています。賃金の上昇は当面見込まれますが、被保険者数の伸びの鈍化や海外の情勢による経済の先行き不透明により保険料収入の増加が見込まれません。さらに、団塊の世代の後期高齢者への移行による支援金の増加や、健康保険組合の財政状況悪化による協会けんぽへの移行が予想されます。また、高額な医薬品や「再生医療等製品の薬価収載」及び「それらの効能効果の追加による処方患者数の増加」等により医療費の伸びなど一段と厳しさが増していることを考えれば、できる限り長く平均保険料率10%を維持していくという中長期的な基本的スタンスは継続すべきと考えます。</p> <p>ただし、令和6年度の協会けんぽ支部保険料率の支部間差は1%を超えています。加入者・事業主へ丁寧に説明するためにも、現在の保険料率算出の制度設計について意見を聞き、新たな議論を始める時期が来ているのではないかと考えます。</p>	<p>【評議会の意見】</p> <p>令和6年度徳島支部保険料率の10.19%と保険料率の変更時期（令和6年4月納付分からは）は妥当と考える。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・徳島支部は一人当たり医療費が全国平均より高く、これを改善しない限り、平均保険料率に近づけることは非常に難しい。</li> <li>・数年に渡って取り組んでいるにもかかわらず、効果の出ない事業については取捨選択し、効果が期待できる事業に経営資源を集中する必要がある。</li> </ul>
香川	<p>10.33% (10.23%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>香川支部の令和6年度保険料率について、令和5年度保険料率の</p>	<p>【評議会の意見】</p> <p>令和6年度の香川支部保険料率を10.33%に引き上げることに、異論はありません。</p>

支部名	支部長意見	評議会における意見
	<p>10.23%から0.1ポイント引き上げ、10.33%とすることは、妥当と考えます。</p> <p>2. 理由等 協会の今後の収支見通しを踏まえれば、財政の赤字構造は解消されない状況下、中長期的な視点に立てば、平均保険料率10%を維持することに異論はありません。</p>	<p><b>【評議員の個別意見】</b> (学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平均保険料率10%を維持することは、やむを得ない。</li> <li>インセンティブ制度の評価項目である保健事業についてしっかりと取り組み、加入者の健康の保持増進を図ることで、医療費の適正化を進めていただきたい。</li> </ul> <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>インセンティブの付与が都道府県単位ではぼやけてしまうため、より行動変容を狙うなら、事業所単位で配分できる仕組みができると良い。</li> </ul> <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul>
愛媛	<p>10.03% (10.01%)</p> <p>1. 意見の要旨 愛媛支部の令和6年度保険料率を、令和5年度保険料率の10.01%から0.02%ポイント引き上げ10.03%とすることについて、やむを得ないと考えます。</p> <p>2. 理由等 県内の中小零細企業の厳しい経営状況や、全国平均より低い賃金水準等を踏まえると、保険料率の引き上げは事業所の負担や加入者の家計を圧迫し大変厳しいものと受け止めています。 しかしながら、全国的に医療給付費はコロナ禍前の水準を上回り高い伸びで推移しており、愛媛支部においても一人当たり医療費が他支部に比べ高くなっていること、不安定な海外情勢等により、経済の先行きが不透明</p>	<p><b>【評議会の意見】</b> 令和6年度の愛媛支部保険料率について、10.03%でやむなし</p> <p><b>【評議員の個別意見】</b> (学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>愛媛支部保険料率について、10.03%でやむなしの意見である。ただ、医療給付費を削減するための取り組みや分析は進めてもらいたい。特にデータヘルス計画にあるように、県の健康課題や地域性、背景にある生活習慣等を分析し、地域の実状に合わせた改善策を進めていただきたい。</li> </ul> <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>愛媛支部保険料率について、10.03%でやむなしの意見である。理由とし</li> </ul>

支部名	支部長意見	評議会における意見
	<p>でこれまでのような保険料収入の増加が今後も続くとは限らないこと、今後も後期高齢者支援金の増加が見込まれることを考慮するとやむを得ないと考えます。</p>	<p>ては、昨年、中小企業でも1,000円程度の賃上げはされてきているが、逆に賞与や退職金は減っている傾向にあるように感じられる。つまり、年収ベースでは増加しておらず今後保険料収入が増えていくとは考えにくい。</p> <p>積みあがっている準備金については、保険料率を下げることに使うのではなく、将来の医療費を削減するための事業に使用し、すこしでも長く全国平均保険料率10.00%を維持していただきたい。</p>
高知	<p>9.89% (10.10%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>高知支部の令和6年度保険料率について、令和5年度の保険料率10.10%から0.21%引き下げて9.89%とすることについて妥当と考えます。</p> <p>変更時期については、4月納付分からということに異論ありません。</p> <p>2. 理由等</p> <p>評議員の意見の大勢としては「現状の準備金残高からすれば、もう少し保険料率を引き下げて欲しいところではあるが、現在の経済や世界情勢の不安定さ、少子高齢化の急速な進展を考えると、今後できるだけ長く全国平均10%を維持する方針はやむを得ない」というものです。そのうえで、今回の高知支部の保険料率は、令和4年度の収支差についての引き下げ分が0.20%と大きかったことが9.89%となった主要因であり、妥当な保険料率であると考えます。</p> <p>また、ここ数年高知支部として意見を申し上げていますが、毎年度、前々年度の支部別の収支差を精算し、小幅のプラス・マイナスを繰り返す制度は改善すべきと考えます。今回の高知支部の大幅な保険料率引き下げも2年前の収支差が主要因であり、逆に2年後の大幅な引き上げが危惧されます。こうした「一喜一憂」するような保険料率でなく、改定は2年に一度といったもう少し安定したものが望ましいのではと思います。また、いろ</p>	<p>【評議会の意見】</p> <p>制度維持のためには、平均保険料率10%維持はやむを得ない。</p> <p>医療費適正化や加入者の健康改善に向けて取り組む必要がある。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度の保険料率の変動において一喜一憂するのはどうかと思う。この保険料率を維持していくためには、引き続き取り組みを強化し、医療費適正化を進めていく必要がある。</li> </ul> <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員は保険料率について、あまり意識していないように思う。だから、行動変容につながりにくい一面もある。事業主としては、保険料率が下がるのはありがたいことだが、反動が数年後にくるのではないかと危惧する。あまり乱高下するのは、望ましくない。</li> </ul>



支部名	支部長意見	評議会における意見
	<p>いゝな指標について、自県の改善状況だけではなく、他県との比較、つまり相対評価で決まるあり方も加入者にとってはわかりづらと思います。安定的でわかりやすい、加入者が医療費抑制、適正化に努力しやすい制度改正を望みます。</p> <p>また、収支の赤字構造と少子高齢化の急速な進展を踏まえると、できるだけ長く全国平均保険料率10%を維持するため、国庫補助を20%に引き上げるべく、国に働き掛けていくことも大事だと思います。</p>	
福岡	<p>10.35% (10.36%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>令和6年度保険料率について、平均保険料率10.00%、インセンティブ制度による加減算（福岡支部は0.045%減算）を前提にした福岡支部保険料率は10.35%（対前年度比で0.1ポイントの引き下げ）となり、当該保険料率の変更については妥当と考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>福岡支部評議会においては、財政の赤字構造は解消されておらず、脆弱性により多額の国庫補助が投入されていることや、高齢者に係る医療費や支援金が今後も増大する見込みであることを鑑みれば、平均保険料率10.00%の維持についてはやむを得ないとの意見が大勢を占めました。その上で、準備金の有効活用等により、将来の医療費適正化に向けた施策のより一層の充実化を図りつつ、抜本的な医療保険制度の見直しや国庫補助の引き上げ等について国へ働きかけを行うことで、安定的な財政運営につなげていくことが重要であると考えています。</p> <p>一方で、中小企業においても人材確保等に向けて賃上げを図る中、社会保障費の増大と物価上昇により加入者の生活が依然として苦しい状況にあり、準備金残高が年々積み上がっている現状を踏まえれば、事業主及び加入者の負担軽減を図るため、時限的に準備金を減らしてでも保険料率を</p>	<p><b>【評議会の意見】</b></p> <p>令和6年度福岡支部保険料率を10.35%（対前年度比で0.01ポイントの引き下げ）とすることについては妥当と考える。</p> <p><b>【評議員の個別意見】</b></p> <p>（学識経験者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、後期高齢者支援金を減らしていくのは現実的に難しい。今ある制度の枠組みの中で出来る取組を打ち出していくことが現実的である。</li> <li>・毎年医療費が上がっている中で、保険料率を下げるのはなかなか難しい。医療費適正化においては、若年層も含めた禁煙や糖尿病対策が重要。また、サプライサイドへの病床数削減などの働きかけに力を入れたほうが医療費抑制に効果的である。</li> </ul> <p>（事業主代表）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者への支援金や国庫負担も含めた健康保険の構造自体が変わらないと、根本的な解決にはならない。2050年には総人口が1億人を割り込むと推計されており、生産年齢人口はますます減っていくなか、制度を維持していくための抜本的な改正が必要である。また、保険料率に変更となると対応する労力も発生する。インセンティブ制度については有難いが、下がる金額が少ないのであれば、保険料率は数年間変わらない方がよいと考える。</li> </ul>

支部名	支部長意見	評議会における意見
	<p>引き下げるべき、との意見も出されています。</p> <p>足元では、経済先行きの不透明さ等により、保険料収入の増加が今後も続くとは限らないことや、医療給付費の伸びが高水準であるほか、今後も後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等を考慮すれば、公的医療保険制度を安定的に運営する上で、保険料率の引き下げには慎重な判断が求められるところであり、これらの状況を勘案すれば、引き続き平均保険料率10%を維持することはやむを得ないものと考えます。</p> <p>当支部としましては、令和6年度の支部保険料率について、前年度比で引き下げとなるものの、全国平均より高い状況にあることから、一人当たり医療費が全国平均を大きく上回る現状を踏まえ、医療費・健診データ等の分析に基づき自支部の取り組むべき優先課題を明確にし、医療費適正化に向けた各種施策と加入者の健康づくりに資する保健事業の強化を積極的に推進していく所存です。</p> <p>また、本部においては、医療DXの基盤となるマイナンバーカードと健康保険証の一体化において、支部・関係団体と連携した丁寧な周知・広報と加入者の安心と信頼を得られる事業運営に取り組んでいただくとともに、持続可能で安定的な財政運営に向けて、国庫補助率の上限20.0%への引き上げについて、引き続き国へ強く働きかけていただくことを要望します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模事業者の立場では、現在もコロナ禍を引きずって苦しい状況にある。準備金残高が年々積みあがっている状況を踏まえ、時限措置として一時的に保険料率を引き下げ景気の回復を待つ、といったこともご検討いただきたい。</li> </ul> <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保障費の増大と物価上昇により加入者の生活が依然として苦しい状況にある。準備金残高が年々積み上がっている現状を踏まえ、事業主及び加入者の負担軽減を図るため、準備金を減らしてでも保険料率を引き下げるべき。</li> <li>・インセンティブ獲得により保険料率が引き下げとなった点については支部の努力を評価する。実績がよくなると、来年度以降伸びしろが少なくなるので非常に厳しくなるが、引き続き取組を進めていただきたい。</li> </ul>
佐賀	<p>10.42% (10.51%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>佐賀支部の令和6年度保険料率について、令和5年度保険料率の10.51%から0.09%ポイント引き下げ、10.42%とすることは、支部評議会において都道府県単位保険料率の在り方について様々な意見を頂戴したものの、やむを得ないものと思料します。</p> <p>2. 理由等</p> <p>令和6年度平均保険料率の設定に際し、佐賀支部の評議会においては、</p>	<p><b>【評議会の意見】</b></p> <p>佐賀支部の令和6年度保険料率については、10.42%から更に引き下げていただきたいという意見が多数を占めた。また、一部の評議員からは都道府県単位保険料率の較差是正のため、全国一律の保険料率に戻すべきとの意見も出された。</p> <p><b>【評議員の個別意見】</b></p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平均保険料率を引き下げるべきという支部評議会意見は佐賀支部のみと</li> </ul>

支部名	支部長意見	評議会における意見
	<p>最低賃金の引上げやエネルギー・穀物価格等の高騰などにより、中小企業を取り巻く経営状況は一段と厳しさを増していると訴える声が多いなどの意見を踏まえて議論を進めた結果、評議員の皆様からは「臨機応変な財政運営の原則に立ち返り平均保険料率を引き下げるべきである」、「準備金については適正な水準を設定したうえで、超過分相当額については、現在保険料を負担している事業主・加入者に還元するなどの枠組みを設計すべきである」旨のご意見を頂戴しているところであります。</p> <p>佐賀支部の令和6年度保険料率は、令和5年度から引き下がる見込みであるものの、物価は高騰し、実質賃金が増加しない状況下において、依然として佐賀支部の事業主・加入者に対して限界水準である平均保険料率10%を大きく超える保険料負担を求めることに変わりはないことから、事業主・加入者の切実な状況に応えるため、平均保険料率10%維持のみならず、引き下げを視野に入れた具体的な議論を行う余地があったのではないかと考えます。</p> <p>佐賀支部の加入者1人当たり医療費は全国一高いことから、現行の保険料率算定方法では医療費を反映した保険料率が高くなることは理解できます。しかしながら、地域の医療費は医療提供体制など多くの要因が関係しており、協会発足以来の取組をもって明確な打開策が見いだせない状況下にあって、単純に医療給付費が高いことをもって、全国一高い保険料負担を求めることは、相互扶助の観点からも是正するなどの一考の余地はあるのではないかと思料します。</p> <p>また、本部におかれては、安定した医療保険制度を将来に亘り維持していくために、OTC医薬品に類似品がある医薬品の保険給付の在り方を含めた公的医療保険制度の抜本的な見直しや国庫補助率16.4%から本則上限の20%への引き上げの必要性等について、関係各方面への意見発信をより一層推進していただくようお願い申し上げます。</p> <p>当職といたしましても、全国一高い保険料率の引き下げに向けて、自治</p>	<p>なったが、保険料率が全国一高い支部としては、来年度以降も引き下げるべきという意見を継続する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・来年度の佐賀支部保険料率についてインセンティブ獲得により引き下がることは喜ばしいが、詳細にみると、医療給付費にかかる保険料率自体は上昇しており、1人当たり医療費の高さについて根本的に対策していく必要がある。「保険者努力重点支援プロジェクト」で本部と連携した事業実施により、医療費適正化に向けた道筋が示されることを期待している。</li> <li>・保険料率の較差は地域経済の較差につながる大変由々しき問題である。相互扶助の観点からも、都道府県単位保険料率を見直し、全国一律の保険料率に戻すべき時期にあるのではないかと。</li> </ul> <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最低賃金の引上げやコロナ禍での売上低迷等により、中小企業の経営は逼迫している。保険料率を引き下げるため、国庫補助率を16.4%から本則上限の20%に引き上げるよう協会として国に強く要望すべきである。</li> <li>・保険料率が低い支部からも保険料率の較差を懸念する意見が出されており、地域較差是正のための仕組みを導入してもらいたい。</li> <li>・支部職員の皆様には全国一高い保険料率からの脱却に向けて、インセンティブの獲得を意識しながら、積極的な医療費適正化の取組を継続していただきたい。</li> </ul> <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特段の意見なし</li> </ul>

支部名	支部長意見	評議会における意見
	<p>体等関係機関とも協働のうえ、保健事業や医療費適正化を中心に保険者機能を更に発揮していくとともに、医療費の伸びを抑えることが期待できる事業の実施に向けて、本部との連携を強化しながら実施していく所存です。</p>	
<p>長崎</p>	<p>10.17% (10.21%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>長崎支部の令和6年度保険料率について、令和5年度保険料率の10.21%から0.04%ポイント引き下げ、10.17%とすることは、妥当と考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>協会けんぽの財政については、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造が依然として解消されていません。また、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加等財政を取り巻く状況は楽観できず、今後の収支見通しを踏まえれば中長期的な観点から、支部評議会においては、平均保険料率10%維持についてやむを得ないとの意見で一致しております。</p> <p>当支部の令和6年度支部保険料率については、0.04%引き下がり10.17%になりますが、この要因としましては、令和4年度保険料率(10.47%)にかかる収支差が大きくプラスになったこと、またインセンティブ制度においてインセンティブを獲得できたためであり、妥当と判断します。</p> <p>他方、支部の保険料率が平均保険料率10%より高い状況で推移しており、事業主及び加入者の皆様が負担できる限界水準であることも支部評議会として認識しています。当支部の令和4年度加入者一人当たり医療費(年齢調整前)は全国で7番目と高い状況であり、当職としましては、事業主及び加入者の皆様の理解とご協力のもと、関係機関・団体と連携した健康寿命の延伸につながる取り組みをさらに推進するとともに、医療費の</p>	<p>【評議会の意見】</p> <p>前年度の保険料率から引き下げとなることについては、妥当との意見で一致した。また、中長期的な視点から保険料率を考えていくことで一致しており、支部保険料率について、平均保険料率10%を上回る10.17%となることについてはやむを得ないと考える意見が大多数であった。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国の支部から提出された意見では、平均保険料率10%を維持するべきだという支部が大半であり、中長期的に平均保険料率10%維持は全国的に共通認識となっていると考える。</li> <li>・長崎支部の令和6年度の保険料率が過去5年の中で最も低くなったことは、素直に評価したい。物価高に賃金上昇が追い付かず、家計も非常に苦しい状況にある中、少しでも保険料率が下がるということに安堵感を覚える。健康経営宣言をする企業が増え、健診受診率もかなり上がってきており、健康に対する意識が高まっているのではないかと。今後も協会けんぽ、行政、企業が協力をして、健康の意識を高め、医療費の適正化を図っていくことが重要になる。</li> </ul> <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的に平均保険料率10%維持はやむなしという意見が多いが、人口減少の問題が肌で感じられる状況になってきている中、数年後には準備金の取り崩しが始まると予測されている。平均保険料率10%を維持する一つの方策と</li> </ul>

支部名	支部長意見	評議会における意見
	<p>適正化に努める所存です。今後も、評議員の皆様の意見を踏まえながら、保険者機能の発揮に最大限努めてまいります。</p>	<p>して、国庫補助率の引き上げについて、そろそろ議論すべきではないかと考える。現段階の平均保険料率10%を維持し、企業と従業員それぞれの負担が増えないようにするべき。</p> <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年の運営委員会において、平均保険料率は中長期的な視点で考えるというスタンスが示され、現在まで平均保険料率が10%で維持されていることは、被保険者代表としては大変ありがたく思う。しかしながら、加入者は、自らの生活行動が保険料率に影響しているという認識が足りていないと感じる。病院への受診の仕方やジェネリック医薬品の使用など、私達の生活行動が保険料率に影響していることを周知徹底するべき。</li> </ul>
熊本	<p>10.30% (10.32%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>熊本支部の令和6年度保険料率について、令和5年度保険料率の10.32%から0.02ポイント引き下げ、10.30%とすることは、妥当と考えます。</p> <p>ただし、保険料率の支部間格差の縮小を図る仕組みと、将来に亘る都道府県単位保険料率の在り方について、更なる議論と検討を求めます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>(1) 協会けんぽの財政を中長期で考え、平均保険料率10%を維持しつつ、都道府県単位の医療費を反映した保険料率とすることについては、評議会の理解を得ております。</p> <p>(2) 熊本支部の保険料率は、前年度比0.02%の引き下げではあるものの、全国で高い方から5番目であり、支部間格差も大きいことから、事業主及び加入者の皆さまへ、保険料率や医療費、健康づくり等について、丁寧に</p>	<p>【評議会の意見】</p> <p>熊本支部の保険料率の変更は了承。ただし、引き下げを歓迎するよりも、支部間格差を問題視し、制度の再検討が必要ではないかという声が多かった。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>準備金が大きく積み上がるなか、令和5年度から目に見える形で還元されているが、更なる還元を検討していただきたい。</li> <li>中央と地方の経済状況の格差は大きい。所得と年齢による調整はされているものの、地方の実情を踏まえた調整としてこれで十分なのか。もっと根本的な制度の再検討も必要ではないか。</li> </ul> <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>熊本県は、巨大半導体企業の進出があり、深刻な人手不足が続いているこ</li> </ul>

支部名	支部長意見	評議会における意見
	<p>説明する必要があります。</p> <p>(3) 熊本支部は、特定保健指導の実施率が全国トップレベルであるにも関わらず、生活習慣病リスク保有率が全国ワーストレベルであることや、医療のかかり方において、特に時間外受診が多いことなど、課題の解決に向けた更なる取組も必要です。</p> <p>(4) 一方で、地域の医療費には保険者努力だけでは解決しない要素が含まれていることから、保険料率の支部間格差の縮小を図る仕組みを早急に検討すべきと考えます。また、そもそも都道府県単位で保険料率を設定することが医療費適正化に寄与しているのか検証し、将来に亘る保険料負担の在り方について議論を深める必要があると考えます。</p>	<p>とから、賃金水準の上昇が大きく、経営環境は非常に厳しい。保険料率は引き下げではあるものの、その幅は小さいため、積極的な賛成ではなく、「やむを得ない」というのが本音である。</p> <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備金の更なる還元を強く求める。</li> <li>・保険料率の支部間格差の大きさに驚く。「こう取り組めば保険料率の抑制、格差縮小につながる」と言えるものはあるのか。実現可能な方策、仕組みを明確に示す必要がある。</li> <li>・協会財政の支出に目を向けると、加入者が負担した保険料は加入者のために使うという保険の原理原則が崩れているように思う。国に対する意見発信を強めていただきたい。</li> </ul>
大分	<p>10.25% (10.20%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>大分支部の令和6年度保険料率について、令和5年度保険料率の10.20%から0.05%ポイント引き上げ、10.25%とすることはやむを得ないと考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>令和6年度都道府県単位保険料率の支部間格差は、令和5年度に比べ縮小していることを鑑み、当支部の保険料率はわずかに引き上がるものやむを得ないと考えます。</p> <p>しかし、都道府県単位保険料率は、都道府県ごとに地域の医療費を反映した保険料率を定めることにより、地域の実情を踏まえた医療費適正化の取組や保健事業の推進を促すために創設されたものですが、支部間の医療費較差の是正は必ずしも進んでいるとは言えず、支部においては、より一層、医療費適正化に向けた取組の推進が重要となるものの、一方で、地域</p>	<p>【評議会の意見】</p> <p>評議会全体としての取りまとめは行っていないが、以下の個別の意見があった。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費を抑制するための行動変容を促す広報の徹底が必要である。</li> <li>・支部間で1%以上の開きがあることに対しては措置が必要であり、また、医療費の地域差が努力によって縮まるものなのかも考える必要がある。保険料率は単一であることが望ましく、全国一律ないしは支部間較差を縮小する仕組みの検討をすべきである。</li> <li>・保険料率10%が限界といわれる中、実際には10%を大きく上回る地域もあることから、最高・最低料率の較差是正のために上限下限を設定するなど制度の見直しを検討すべきである。</li> <li>・本部が支部評議会に参加して意見交換できる機会があるとよい。</li> </ul>

支部名	支部長意見	評議会における意見
	<p>の医療提供体制など保険者や加入者の努力だけでは解決できない事があるのも事実です。</p> <p>そのような中、大分支部の加入者及び事業主に対し、長年にわたり負担の限界水準である10%を超える保険料率をお願いしていることは断腸の思いであり、先行きが不透明な経済状況の中、今後、これ以上の負担が生じることになれば、加入者及び事業主の理解を得るのはこれまで以上に難しくなります。</p> <p>そのため制度の抜本的な見直しも視野に入れつつ、第6期保険者機能強化アクションプランにおける「保険者努力重点支援プロジェクト」を通じて蓄積したノウハウ等により、医療費の地域差への対策を推し進める必要があると考えます。</p> <p>当支部評議会においては、相互扶助の観点を踏まえた保険料率の全国一律化や、保険料率10%が限界といわれる中、実際には10%を大きく上回る地域もあることから、最高・最低料率の較差是正のために上限下限を設定すること、また都道府県単位保険料率の決定のプロセスの在り方等、様々なご意見を頂戴していることから、これからも大分支部の加入者及び事業主の理解を得るためにも、大分支部においては引き続き丁寧な説明等に努めてまいります。本部におかれても、これらの意見に対するレスポンスと発信に努めていただくよう強く要望します。</p>	<p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃上げ及び保険料率の上昇により保険料負担額が増加し厳しい状況にある。これまでも相互扶助の観点から全国一律に戻してほしいと言いつけてきたが、何も議論されず変わっていない。</li> <li>・保険料率決定にあたり、収支見込みのシミュレーションを現実と大きな乖離がないようにしていただきたい。</li> <li>・評議会から出された意見について、本部が方針等を示さなければこれから先も同じような意見しか出ず、議論が進展しないのではないかと。本部から示された方針等に対して、今後、議論を深めていくべきである。</li> </ul> <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料率が上がり負担が増えているため、マスコミ等を活用し、保険料率の在り方や負担への影響など関心を高める広報が必要である。</li> </ul>
宮崎	<p>9. 85% (9. 76%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>宮崎支部の令和6年度保険料率について、令和5年度保険料率の9. 76%から0. 09%ポイント引き上げ、9. 85%とすることは、やむを得ないと考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>協会の財政については、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政</p>	<p>【評議会の意見】</p> <p>宮崎支部の令和6年度保険料率について、令和5年度保険料率の9. 76%から0. 09%ポイント引き上げ、9. 85%とすることについて、異論なし。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・異論なし</li> </ul>

支部名	支部長意見	評議会における意見
	<p>の赤字構造が解消されていないことに加え、団塊の世代の75歳到達により後期高齢者支援金が急増することが見込まれる状況において、今後も安定的な財政運営を行うためには平均保険料率10%維持は必要なものと考え</p> <p>る。</p> <p>平均保険料率10%を基に算出された、令和6年度宮崎支部の保険料率については、令和4年度の支部別収支に基づく精算分の戻りや、インセンティブ制度による減算を受けられたことから保険料率の上昇は抑えられたものの、支部医療給付費が前年度に比べ増加したため、保険料率が引き上げとなることはやむを得ないものと思慮する。</p> <p>今後は第6期保険者機能強化アクションプランに基づき、保健事業や医療費適正化を中心に保険者機能を一層に発揮するよう努め、医療費上昇の抑制に努めて参りたい。</p>	<p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、平均保険料率10%維持が困難になるようであれば、国庫補助金を増額のうえ、都道府県ごとの保険料率でなく全国一律の保険料率にしてみてもどうか。</li> <li>・2040年問題等により協会の財政が厳しくなるのであれば、国庫補助金を増やしていかないと平均保険料率10%維持も困難になるのではないだろうか。</li> </ul> <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・異論なし</li> </ul>
鹿児島	<p>10.13% (10.26%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>鹿児島支部の令和6年度保険料率について、令和5年度保険料率10.26%から0.13ポイント引き下げ10.13%とすることは、妥当と考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>負担の限界といわれる平均保険料率10%をベースとして鹿児島支部の保険料率を算出する場合、一人当たり医療費の高い鹿児島支部の保険料率は、所得調整・年齢調整を施してもなお、平均保険料率よりも高い保険料率となってしまいます。</p> <p>しかしながら、令和6年度保険料率は、インセンティブ制度の減算効果もあり令和6年度保険料率と比較して0.13ポイント引き下がることから、妥当であるとするものです。</p>	<p>【評議会の意見】</p> <p>鹿児島支部の令和6年度保険料率を10.13%とすることについて、妥当であると考え。ただし、平均保険料率10%を超えていることや物価高・人件費の高騰等による中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえ、これまで要望してきたとおり国庫補助率を20%に引き上げることを強く求めたい。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平均保険料率10%に伴い鹿児島支部保険料率が10.26%から10.13%に引き下げとなることについては、了承を得られやすいと考えることから妥当と考える。</li> <li>・平均保険料率の10%以上であるが、下がるので妥当とする。インセンティブ制度により保険料率が下がるという努力の結果が見えるのはいいと思うが、保険料率への影響はそこまで大きくはない。医療費を減らすために加入者一人ひとりが頑張らなければいけないので、そうなるような施策を行うべ</li> </ul>



支部名	支部長意見	評議会における意見
		<p>き。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度保険料率については妥当と考える。インセンティブ制度の保険料率への影響はやはり大きいので、今後もできるところはしっかり取り組んでいただきたい。</li> </ul> <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料率設定のしくみは形式的になっており、評議員からの意見を言っても変わるわけではない。中小企業の中には、コロナ禍で受けたゼロゼロ融資の返済等で大変な思いをしているところもある中、給付金で潤っているところもある。そのような社会の変化・情勢等も保険料率に反映させてもらいたい。</li> <li>・保険料率について異論はない。賃金は今後も上がっていくと想定されるが、中小企業の中には賃金を上げたくても原資がないところも多い。健診受診や#8000の利用等の医療費の抑制に資する周知・広報など、今取り組んでいることを更に進めていってもらいたい。</li> <li>・平均保険料率10%は死守していただきたい。中央会の役員会でも支部長にお話しいただいたが、賃金を支払っている経営者一人一人が保険料の仕組みを知り、自分たちの取り組みにより医療費が下がれば保険料も下がる、自分たちの努力で変わるということが分かるように、意識が変わるように発信し続けてもらいたい。日本の企業の99%以上は中小企業であり、ここが動かなければ何も変わらない。また、企業の中で人は入れ替わっていくので、経済団体とも連携し、周知広報を継続して行ってもらいたい。</li> </ul> <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度に続き6年度も引き下げになることはありがたく異論はない。令和7年度に全国平均との差がなくなるよう、引き続き事業を推進していただきたい。</li> </ul>

支部名	支部長意見	評議会における意見
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・10%をしっかりと維持してもらいたい。しかし準備金がさらに積みあがったことについて、財政状況をふまえ中長期で考えていきたい旨を加入者にわかるように説明しなければ、一般的にみると特に保険料率が上がる支部では理解が得られないのではないか。</li> <li>・物価の上昇や賃上げで中小企業には負担がかかっており厳しい中、10%維持及び鹿児島支部の料率が下がるのはありがたい。今後定年延長に伴い役職定年も併せて延長されればよいのだが、賃金と保険料は安いにもかかわらず医療給付費が高い人が増えていった場合、どのようになるかが危惧される。</li> </ul>
<p>沖縄</p>	<p>9.52% (9.89%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>沖縄支部の令和6年度保険料率について、令和5年度保険料率の9.89%から0.37%ポイント引き下げとすることは、妥当と考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>収入等見込額相当率のうち、令和4年度精算分が0.27%のプラス収支であったこと、また、第1号都道府県単位保険料率においても、令和5年度と比較し0.12ポイント減少したということは、つまり、当期（保険料算出基礎期間）における当支部の医療給付費が全国と比べて相対的に減少したという結果であることから、当該引き下げについて妥当であると考えます。</p>	<p>【評議会の意見】</p> <p>沖縄支部の令和6年度保険料率が、令和5年度保険料率の9.89%から0.37%ポイント引き下げられることは、事業主や加入者にとって大変有難いことであるが、今回の引き下げが、令和4年度精算分による影響が大きかったことが主な要因であったことを踏まえると、令和7年度に向けて、インセンティブ項目への取組について一層努力していただきたい。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料率の引き下げは大変有難いが、引き下げが一時的な要因であるとのことなので、今後も保険料率の引き下げに繋がるように、引き続き取り組んでいただきたい。</li> <li>・インセンティブ制度の評価項目である健診受診率や特保実施率の向上に向けて、事業者健診データの取得や広報等について、しっかりと取り組んでいただきたい。</li> <li>・運営委員会終了後には、令和6年度保険料率が最も高い支部、最も低い支部についても情報提供して欲しい。</li> </ul> <p>(事業主代表)</p>

支部名	支部長意見	評議会における意見
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料率が引き下げられることは、大変素晴らしい実績であるとする。</li> <li>一方で、これまで恩恵を受けていたインセンティブ制度で、次年度は恩恵を受けられなくなった。今後はインセンティブに係る取組にも一層注力していただきたい。</li>   <li>(被保険者代表)</li> <li>・インセンティブ制度の評価項目である特保実施率の順位が下がった要因の1つに保健師の退職による稼働日数の低下があるとのことだが、現時点で補充はされているのか。補充されていないのであれば、早めに補充を行って、実施率の向上に努めて欲しい。</li> </ul>

## 令和6年度 保険料率改定に係る広報の対応について

### 1. 広報の目的

- 令和6年度都道府県単位保険料率に係る広報については、都道府県単位保険料率と保険料率設定の仕組みを周知し、加入者・事業主の取組で保険料率が下がる仕組みであることを理解いただく。
- 医療費の伸びを抑えるためには、加入者・事業主が健康づくりに取り組むことが重要であることを理解いただく。

### 2. 本部における対応

- **Webによる広報**
  - ・特設ページを開設し、WEB広告を配信する。
- **紙媒体による広報物の作成**
  - ・リーフレット(保険料額表)、ポスターを作成
  - リーフレットは2月発送分の納入告知書に同封し、事業所へ送付

### 3. 支部における対応

- **関係団体（商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等）**
  - ・訪問を通じて、機関紙、会報誌への記事掲載等を依頼
- **新聞広告による広報**
  - ・地方第一紙に（全5段広告に2回）広告掲載
- その他支部独自の広報

令和6年度保険料率広報に係るスケジュール(予定)

令和6年	1月	2月	3月	4月
WEB特設ページ		料率認可	WEB特設ページ公開	
WEB広告			WEB広告	
料額表、ポスター		2月納入告知書へ料額表を同封 関係団体等への配布		
関係団体を通じた広報		関係団体の会報誌等への掲載		
メールマガジン、 健康保険委員向け広報誌		メールマガジン、健康保険委員向け広報誌		
新聞広告			地方紙に広告掲載を2回	

 :本部実施

 :支部実施

# 令和6年度保険料率および保健事業周知全支部共通リーフレット（表面）

## 令和6年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

●健康保険料率: 令和6年3月分～ 適用  
●介護保険料率: 令和6年3月分～ 適用  
●厚生年金保険料率: 平成29年8月分～ 適用  
●子ども・子育て拠出金率: 令和2年4月分～ 適用

(北海道) (単位: 円)

等級	月額	報酬月額	全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)	
			介護保険第2号被保険者 に該当しない場合		介護保険第2号被保険者 に該当する場合		一般・坑内員・船員	
			10.21%	11.81%	18.300%	18.300%	全額	折半額
1	58,000	円以上	円未満	全額	折半額	全額	折半額	
2	58,000	63,000	63,000	5,822.8	2,260.0	6,849.8	3,424.9	
3	78,000	73,000	73,000	8,942.8	3,471.4	9,929.8	4,915.9	
4(1)	98,000	93,000	93,000	11,062.8	4,182.0	12,287.4	6,143.7	
5(2)	98,000	93,000	93,000	11,062.8	4,182.0	12,287.4	6,143.7	
6(3)	104,000	101,000	101,000	12,182.8	4,587.0	13,424.4	6,712.2	
7(4)	110,000	107,000	107,000	13,302.8	4,992.0	14,561.4	7,280.7	
8(5)	116,000	114,000	114,000	14,422.8	5,397.0	15,698.4	7,849.2	
9(6)	122,000	122,000	122,000	15,542.8	5,802.0	16,835.4	8,417.7	
10(7)	128,000	130,000	130,000	16,662.8	6,207.0	17,972.4	8,986.2	
11(8)	134,000	138,000	138,000	17,782.8	6,612.0	19,109.4	9,554.7	
12(9)	140,000	146,000	146,000	18,902.8	7,017.0	20,246.4	10,123.2	
13(10)	146,000	154,000	154,000	20,022.8	7,422.0	21,383.4	10,691.7	
14(11)	152,000	162,000	162,000	21,142.8	7,827.0	22,520.4	11,260.2	
15(12)	158,000	170,000	170,000	22,262.8	8,232.0	23,657.4	11,828.7	
16(13)	164,000	178,000	178,000	23,382.8	8,637.0	24,794.4	12,397.2	
17(14)	170,000	186,000	186,000	24,502.8	9,042.0	25,931.4	12,965.7	
18(15)	176,000	194,000	194,000	25,622.8	9,447.0	27,068.4	13,534.2	
19(16)	182,000	202,000	202,000	26,742.8	9,852.0	28,205.4	14,102.7	
20(17)	288,000	270,000	270,000	28,542.8	10,710.0	30,005.4	15,002.7	
21(18)	294,000	276,000	276,000	28,947.8	10,915.0	30,410.4	15,207.2	
22(19)	300,000	282,000	282,000	29,352.8	11,120.0	30,815.4	15,411.7	
23(20)	306,000	288,000	288,000	29,757.8	11,325.0	31,220.4	15,616.2	
24(21)	312,000	294,000	294,000	30,162.8	11,530.0	31,625.4	15,820.7	
25(22)	318,000	300,000	300,000	30,567.8	11,735.0	32,030.4	16,025.2	
26(23)	324,000	306,000	306,000	30,972.8	11,940.0	32,435.4	16,229.7	
27(24)	330,000	312,000	312,000	31,377.8	12,145.0	32,840.4	16,434.2	
28(25)	336,000	318,000	318,000	31,782.8	12,350.0	33,245.4	16,638.7	
29(26)	342,000	324,000	324,000	32,187.8	12,555.0	33,650.4	16,843.2	
30(27)	348,000	330,000	330,000	32,592.8	12,760.0	34,055.4	17,047.7	
31(28)	354,000	336,000	336,000	32,997.8	12,965.0	34,460.4	17,252.2	
32(29)	360,000	342,000	342,000	33,402.8	13,170.0	34,865.4	17,456.7	
33(30)	366,000	348,000	348,000	33,807.8	13,375.0	35,270.4	17,661.2	
34(31)	372,000	354,000	354,000	34,212.8	13,580.0	35,675.4	17,865.7	
35(32)	378,000	360,000	360,000	34,617.8	13,785.0	36,080.4	18,070.2	
36	680,000	685,000	685,000	69,422.8	34,714.0	80,308.0	40,154.0	
37	710,000	695,000	695,000	72,487.8	36,245.0	83,851.0	41,925.5	
38	750,000	730,000	730,000	78,732.8	38,287.0	88,479.0	44,239.5	
39	790,000	770,000	770,000	85,027.8	40,329.0	93,107.0	46,553.5	
40	830,000	810,000	810,000	91,322.8	42,371.0	97,735.0	48,867.5	
41	880,000	855,000	855,000	98,617.8	44,924.0	103,929.0	51,964.5	
42	930,000	905,000	905,000	105,912.8	47,477.0	109,833.0	54,961.5	
43	980,000	955,000	955,000	113,207.8	50,030.0	115,737.0	57,958.5	
44	1,030,000	1,005,000	1,005,000	120,502.8	52,643.0	121,641.0	60,955.5	
45	1,080,000	1,055,000	1,055,000	127,797.8	55,256.0	127,545.0	63,952.5	
46	1,130,000	1,105,000	1,105,000	135,092.8	57,869.0	133,449.0	66,949.5	
47	1,210,000	1,175,000	1,175,000	149,687.8	61,770.0	148,901.0	71,450.5	
48	1,270,000	1,235,000	1,235,000	157,082.8	64,383.0	154,805.0	74,951.5	
49	1,330,000	1,295,000	1,295,000	164,477.8	67,029.0	160,709.0	78,452.5	
50	1,390,000	1,355,000	1,355,000	171,872.8	69,684.0	166,613.0	81,953.5	

- 介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(10.21%)に介護保険料率(1.60%)が加わります。
- 等級欄の( )内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。
- 4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。
- 35(32)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「835,000円以上」と読み替えてください。
- 令和6年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者については、標準報酬月額の上限は、300,000円です。

- 被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合  
①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。  
②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。  
(注)①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合は、特約に基づき端数処理をすることができず。
- 納入告知書の保険料額  
納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額となります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。
- 賞与にかかる保険料額  
賞与に係る保険料額は、賞与額が1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。  
また、標準賞与額以上10倍、健康保険は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日まで)の計額)となり、厚生年金保険は子ども・子育て拠出金の場合は月額150万円となります。
- 子ども・子育て拠出金  
事業主の方は、児童手当の支給に要する費用の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくこととなります。(被保険者の負担はありせん。)  
この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.36%)を乗じて得た額の総額となります。

北海道  
支部

協会けんぽの加入者・事業主の皆さまへ  
事業所内で閲覧をお願いいたします。

## 令和6年3月分(4月納付分)からの 保険料率のお知らせです

### 北海道支部の 健康保険料率は変更となります

令和6年 2月分(3月納付分)まで  
給与・賞与の

**10.29%**

令和6年 3月分(4月納付分)から  
給与・賞与の

**10.21%**

### 介護保険料率も変更となります

令和6年 2月分(3月納付分)まで給与・賞与の

**1.82%**

令和6年 3月分(4月納付分)から給与・賞与の

**1.60%**

●健康保険料と介護保険料は労災折半となります。  
●40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に  
全国一律の介護保険料率が加わります。  
●賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。  
●任意継続被保険者の方は、令和6年4月分の保険料率から変更となります。

保険料率についての  
特設サイトはこちら



●健康保険料と介護保険料は労災折半となります。  
●40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に  
全国一律の介護保険料率が加わります。  
●賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。  
●任意継続被保険者の方は、令和6年4月分の保険料率から変更となります。

全国健康保険協会 北海道支部  
協会けんぽ

お問い合わせはこちらまで  
TEL 011-726-0352  
〒001-8511 札幌市北区北10条南3丁目23-1 THE PEAK SAPPORO 3階

協会けんぽの加入者・事業主の皆さまへ

元気に働き続けるためには、日々の健康が大切。  
しかも、健康であればあるほど、  
保険料率の伸びを抑えられます。

自分らしく、安心して働けるように  
健康づくりをはじめませんか？



健康状態を確認するために  
健診を毎年受けましょう！

35歳～74歳の被保険者の方は  
「生活習慣病予防健診」をご利用ください。



協会けんぽの生活習慣病予防健診は、

- 血圧測定
- 血液検査
- 尿検査
- 心電図検査
- 胸部レントゲン検査
- 胃部レントゲン検査
- 便潜血反応検査

メタボリックシンドロームとともに

5大がん 肺がん 大腸がん 子宮がん 乳がん までカバー！

※子宮頸がん検診、乳がん検診は、別途自己負担が必要です。

生活習慣病予防健診等の自己負担を軽減しています。

令和5年 4月～	一般健診	7,169円	→	5,282円	付加健診	4,802円	→	2,689円
-------------	------	--------	---	--------	------	--------	---	--------

対象：35歳～74歳の被保険者（ご本人）

付加健診の対象年齢について、現行の40歳、50歳に加え、  
45歳、55歳、60歳、65歳、70歳も対象になります。

※付加健診とは、節目の年齢において、肝臓、胆のう、腎臓といった腹部の臓器の様子を調べるための腹部超音波検査や、高血圧・動脈硬化などを見つける手がかりとなる眼底検査といった、より詳細な健診です。

実は・・・

都道府県ごとの **医療費水準** に基づき、  
都道府県ごとの **保険料率を決定** しています。



健診を受けた後の  
行動こそが大切です！

健診はあくまでも生活習慣改善の必要性や  
病気を発見するための手段です。



特定保健指導とは 健診を受けた結果、メタボリックシンドロームのリスクのある40～74歳までの方を対象に行う健康サポートです。健康に関するセルフケア（自己管理）ができるように、健康づくりの専門家である保健師または管理栄養士が寄り添ってサポートします。



日々の健康づくりも忘れずに！

- 適度な運動
- バランスの良い食生活
- 禁煙等



事業主・ご担当者の皆さまへ

**生活習慣病予防健診の声かけ**  
生活習慣病予防健診を受診するよう対象の方へ周知いただけますようお願いいたします。

**特定保健指導の声かけ**  
特定保健指導のご案内を対象の方へ確實にお渡しいただき、積極的な声かけをお願いいたします。

**医療機関への受診の声かけ**  
医療機関への受診が必要と判定された場合には、勤務時間に受診できるようにする等、受診のための配慮をお願いいたします。

保険料率についての  
特設サイトはこちら



皆さまの取組に応じて、  
都道府県の保険料率が  
変わるインセンティブ制度  
についてはこちら



※特定健診受診・ジョネック薬局の活用等

協会けんぽ